

令和7年度 福井県内の住まいづくり支援制度一覧

令和7年4月現在

○福井県

支援制度名称	支援種別	内 容	連絡先
県産材を活用したふくいの住まい支援事業(新築)	補助	<p>県産材を活用した住宅(建売住宅も含む)を建築する工務店等で次のすべての要件を満たす者に対して補助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内に本社、支社または営業所等を有している ・福井県税を滞納していない ・補助の対象となる住宅部分について、本事業以外の資金援助を受けていない <p>【対象住宅】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内に建築される木造住宅 ・県産材を1m3以上かつ強度および含水率を表示した県産材の柱を30本以上使用するもの <p>【補助金額】</p> <p>県産材使用量に応じ、1m3につき25,000円(上限50万円)</p> <p>補助対象の住宅に越前瓦、越前和紙を使用する場合、1m2あたり1,000円を上乗せする(ただし上乗せする補助金はそれぞれ上限10万円)</p>	(県産材) 県産材活用課 0776-20-0449
県産材を活用したふくいの住まい支援事業(リフォーム)	補助	<p>県産材を活用した住宅等のリフォームを行う工務店等で次のすべての要件を満たす者に対して補助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県産材住宅コーディネーターまたは福井県県産品活用推進センター会員である、もしくは前者と設計または施工の契約を行う者 ・県内に本社、支社または営業所を有している ・福井県税を滞納していない ・補助の対象となる住宅部分について、本事業以外の資金援助を受けていない <p>【対象リフォーム工事】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リフォーム発注者の持家住宅または共同住宅等における居住の用に供する専有部分 ・住宅を構成する部分(屋根、壁、天井、柱、梁、桁、床など) ・住宅に付属し土地に定着した工作物を構成する部位(小屋、車庫、塀、ウッドデッキなど) <p>【補助金額】</p> <p>①構造材:7,000円/m3 ②造作材、板材等:5,000円/m2 上記①および②の合算額(上限15万円)</p> <p>補助対象の住宅に越前瓦、越前和紙を使用する場合、1m2あたり1,000円を上乗せする(ただし上乗せする補助金はそれぞれ上限10万円)</p>	(越前瓦、越前和紙) 商業・市場開拓課 0776-20-0374
福井県勤労者住宅資金利子補給制度	利子補給	<p>北陸労働金庫から住宅資金の融資を受けて住宅を新築・購入・増改築される勤労者(年間所得400万円以下)の方について、融資額の一部に対して利子補給</p> <p>【利子補給】</p> <p>利子補給率:貸付利率の1/2(2%上限)(5年間) 上限額:(新築・購入)400万円 (増改築)200万円</p>	労働政策課 0776-20-0389

○福井市

支援制度名称	支援種別	内 容	連 絡 先
多世帯同居リフォーム支援事業	補助	多世帯で新たに同居するためのリフォームに対して補助 【補助金額】 対象工事費の1/3 居住誘導区域内の物件 上限30万円/戸 上記以外の物件 上限20万円/戸 他要件あり	
多世帯近居中古住宅取得支援事業	補助	多世帯で同一小学校区内に新たに近居するための中古住宅取得に対して補助 【補助金額】 居住誘導区域内の物件 30万円/戸※ ※子ども3人以上世帯の場合、さらに30万円の加算あり 上記以外の物件 20万円/戸 他要件あり	
多世帯同居近居住替支援事業	補助	多世帯で新たに同居や近居するための引越し費用に対して補助 【補助金額】 引越し費用の1/3 居住誘導区域内の物件 上限5万円 上記以外の物件 上限3万円/戸 他要件あり	
建替住宅取得支援事業	補助	新婚世帯、子育て世帯、U・Iターン世帯、被災者世帯が居住誘導区域で旧耐震住宅を除却し新築住宅に建替える際の除却工事に対して補助 【補助金額】 30万円／戸(居住誘導区域に限る) 他要件あり	
U・Iターン世帯特公賃家賃支援事業	補助	県外から転入して、新たに市営特定公共賃貸住宅に入居するU・Iターン世帯の家賃の一部を補助 【補助金額】 1月につき最大2万5千円 【補助期間】 最大12か月間 他要件あり	
空き家取得支援事業	補助	新婚世帯、子育て世帯、U・Iターン世帯、被災者世帯の空き家の購入に対して補助 (空き家情報バンク登録物件対象) 【補助金額】 居住誘導区域内の物件 60万円/戸※ ※子ども3人以上世帯の場合、さらに30万円の加算あり 上記以外の物件 30万円/戸 他要件あり	
空き家リフォーム支援事業	補助	賃貸住宅の所有者、新婚世帯、子育て世帯、U・Iターン世帯、被災者世帯の空き家リフォームに対して補助 (空き家情報バンク登録物件対象) 【補助金額】 対象工事費の1/5(上限30万円) 他要件あり	
空き家家賃支援事業	補助	新婚世帯、子育て世帯、U・Iターン世帯、被災者世帯に対し、空き家の家賃の一部を補助 (空き家情報バンク登録物件対象) 【補助金額】 月額家賃の1/3(1月につき最大2万5千円) 【補助期間】 最大12か月間 他要件あり	
空き家診断支援事業	補助	空き家診断士が空き家の劣化・不具合の状況を調査する費用に対して補助 (空き家情報バンク登録物件対象) 【補助金額】 診断費用の2/3(上限3万5千円) 他要件あり	
空き家家財処分支援事業	補助	空き家内部の家財を処分する際の費用の一部を補助 (空き家情報バンク登録物件対象) 【補助金額】 処分費用の2/3(上限5万円) 他要件あり	
空き家流通アドバイザー派遣事業	補助	空き家の売買・賃貸の検討にあたり、市が派遣する専門業者(市の登録を受けた宅地建物取引業者もしくは建築業者)からアドバイスを受ける 【個人負担なし】 他要件あり	
空き家適正管理促進事業	補助	市内にある空き家が周囲への悪影響を及ぼすことを防ぎ、空き家の適正管理を図ることを目的に、空き家を管理する費用の一部を補助 【補助金額】 管理代行サービスの利用に要した経費の1/3 上限3万6千円/年×2年間 他要件あり	
老朽危険空き家等除却支援事業	補助	市内にある保安上危険となるおそれがある特定空き家等(又はこれに準じる空き家等)を解体するときの費用の一部を補助 【補助金額】 延床面積 × 5千円/m ² 又は除却工事費の1/2のいざれか小さいほう 上限50万円 他要件あり	

住宅政策課
0776-20-5571

(次頁へ続く)

○福井市(続き)

支援制度名称	支援種別	内 容	連絡先
浄化槽設置 補助事業	補助	<p>合併処理浄化槽区域において、合併処理浄化槽の設置に要する費用の一部を補助。 (単独処理浄化槽やくみ取り槽からの転換、新設(条件あり)に伴う設置) 【補助金額】 設置費 用途 大きさに応じて限度額あり 転換に伴う撤去費 単独処理浄化槽の場合 上限額12万円 クミ取り槽の場合 上限額 9万円 転換に伴う室内配管工事費 上限額30万円</p>	
浄化槽維持管理 補助事業	補助	<p>合併処理浄化槽区域の個人住宅に対して、浄化槽の維持管理に要する費用の一部を補助 【補助金額】 浄化槽の維持管理費と下水道使用料相当額との差額分</p>	上下水道サービス課 0776-20-5632
排水設備工事資金 貸付制度	融資	<p>公共下水道に接続する場合、または合併処理浄化槽区域において単独浄化槽を廃止する場合の排水設備工事等に対し、資金を融資 【融資金額】 上限100万円(無利子) ※お申し込みは、工事着工前 ※融資実行の翌月から月2万円の均等返済</p>	
浸水防除施設 設置費補助金	補助	<p>中心市街地の浸水被害軽減を目的として雨水タンク・止水板を設置する費用の一部を補助 【補助金額】 ①雨水タンク: 対象経費の1/2または限度額のいづれか小さいほう 容量別限度額 100~500リットル未満 2万円 500~1,000リットル未満 4万5千円 1,000リットル以上 6万円 ②止水板: 対象経費の2/3または限度額50万円のいづれか小さいほう</p>	下水管路課 雨水対策室 0776-20-5651
木造住宅 耐震診断等促進事業	補助	<p>一戸建て木造住宅の耐震診断および補強プラン作成を行うにあたり、市が耐震診断士の派遣を支援 【個人負担】 無料</p>	
木造住宅 耐震改修促進事業	補助	<p>耐震診断の結果、耐震補強の必要があると判定された一戸建て木造住宅の耐震改修工事に要する費用の一部を補助 【補助金額】 全体改修: 最大175万円(工事費の100%以内) 部分改修: 最大37.5万円(工事費の100%以内) 耐震シェルター: 最大37.5万円(工事費の100%以内)</p>	建築指導課 0776-20-5574
吹付けアスベスト調査事業	補助	<p>吹付け建材に係るアスベスト調査に要する費用の一部を補助 【補助金額】 調査費用から消費税及び地方消費税を除いた額 (上限25万円)</p>	
危険ブロック塀除却事業	補助	<p>通学路に面する倒壊の危険性が高いブロック塀等の除去に要する費用の一部を補助 【補助金額】 ①危険ブロック塀を除却する工事(上限額10万円) ・ 対象の塀の見付面積 × 4千円/m²または工事費用 × 2/3の小さいほう ②除却後に木塀へ建替えする工事(上限額10万円) ・ 対象の塀の見付面積 × 2万円/m²または工事費用 × 2/3の小さいほう</p>	
住まい環境整備支援事業	補助	<p>介助が必要な高齢者等が在宅生活を長期間継続できるように居住環境の整備を行う場合、その費用の一部を補助 【補助金額】 (生活保護・市民税非課税世帯) 上限80万円 助成率9/10 (世帯員全員の合計所得が320万未満の世帯) 上限40万円 助成率1/2 (世帯員全員の総所得から世帯員分の基礎控除を差し引いた額が600万円未満の世帯) 上限20万円 助成率1/4 ※上記基準に基づき、当該年度予算の範囲内にて補助</p>	地域包括ケア 推進課 0776-20-5400

(次頁へ続く)

○福井市(続き)

支援制度名称	支援種別	内 容	連絡先
重度身体障がい者 住宅改造助成事業	補助	在宅の重度身体障がい者が、日常生活に著しい支障があるため、住宅を改造成する必要があるとき、その費用の一部を助成 【助成金額】助成対象経費の8割(上限額60万円) ※介護保険の対象者でない視覚・上肢のみ80万円)	障がい福祉課 0776-20-5435
日常生活用具給付等事業 (住宅改修費)	補助	在宅の重度身体障がい者が、日常生活を営むのに著しい支障があるために、段差解消等比較的小規模な住宅改修を行う場合、その費用の一部を助成 【助成金額】助成対象経費の9割(上限額20万円) ※介護保険の対象者は介護保険優先	
居住介護(予防) 住宅改修事業	保険給付	在宅の要介護者・要支援者が、手すりの取付けなど、一定種類の小規模な住宅改修を行った場合、その改修費の一部を給付 【保険給付額】20万円を上限に住宅改修の実際の費用の9割～7割相当	介護保険課 0776-20-5715
住居確保給付金	給付	離職、または給与等が減少し離職や廃業と同様の状況により住居を失つた方、失う恐れのある方には、就職に向けた活動をすることなどを条件に、一定期間、家賃相当額を支給 また、著しく収入が減少し、家計改善のために低廉な家賃の住宅への転居が必要と認められ、支給要件を満たしている方に、転居のための初期費用を支給	福祉総合相談室 よりそい 0776-20-5580
福井市住宅の 太陽光・蓄電池設備 導入促進事業	補助	固定価格買取制度(FIT制度)等を使わず、自ら所有し居住する住宅敷地内に太陽光発電設備や蓄電池を新しく導入するときの費用の一部を補助。 【補助金額】(セット導入) 太陽光発電設備の出力数1kWあたり7万円まで (上限35万円) 蓄電池費用の1/3(上限25万5千円) (太陽光のみ) 太陽光発電設備の出力数1kWあたり5万円まで (上限25万円) 他要件あり	環境政策課 0776-20-5609

☆詳細は各市役所・町役場の担当課にお問合せください。

○敦賀市

支援制度名称	支援種別	内 容	連絡先
敦賀市木造住宅 耐震診断等促進事業	補助	<p>一戸建て木造住宅の耐震診断および補強プラン作成の費用に対する補助 【個人負担】一般診断法:1万円 (耐震診断5千円、補強プラン5千円) 伝統耐震診断法:61,600円 (耐震診断22,000円、補強プラン11,000円、古民家鑑定16,500円、床下インスペクション12,100円)</p>	
敦賀市木造住宅 耐震改修促進事業	補助	<p>耐震診断事業の結果、耐震補強の必要があると判定された木造住宅の耐震改修工事及び耐震シェルター設置に要する費用の一部を補助 【補助金額】 全体改修(一般診断法):最大175万円(対象工事費の100%以内) 全体改修(伝統耐震診断法):最大237.5万円(対象工事費の100%以内) 部分改修:最大175万円(対象工事費の100%以内) 耐震シェルター設置(一般診断法、伝統耐震診断法):最大175万円(対象工事費の100%以内) ※令和6・7年度の2年間のみ、補助金額及び補助率を引き上げている</p>	
敦賀市建築物 瓦屋根耐風診断支援事業	補助	<p>建築基準法の改正告示基準に適合しているか確認するための瓦屋根の耐風診断にかかる費用の一部を補助 【対象】DID地区内にある瓦屋根(粘度瓦、セメント瓦)の建物 【個人負担】3,000円</p>	
敦賀市建築物 瓦屋根耐風改修支援事業	補助	<p>耐風診断の結果、建築基準法の改正告示基準に適合しないと判定された瓦屋根について、所要の耐風性能を有する屋根への葺き替え等の改修工事に要する費用の一部を補助 【補助金額】最大55万2千円(対象工事費の23%)</p>	
敦賀市吹付アスベスト調査事業	補助	<p>民間建築物(一戸建て住宅、木造建築物を除きます) のアスベスト含有が疑われる吹付け建材について、分析調査に係る費用を補助 【対象】吹付けアスベスト ·吹付けロックウール ·吹付けパーライト ·吹付けバーミキュライト(ひる石) 【補助金額】最大25万円</p>	
敦賀市危険ブロック塀等除去支援事業	補助	<p>避難路に面する危険ブロック塀等について、除却又は建替え費用の一部を補助 【対象】・危険ブロック塀であると判定されたブロック塀の解体工事 ·上記危険ブロック塀の除却後に、県産木材を使用した塀等を設置する 【対象金額】①工事費×2/3 ②危険ブロック塀の延長(m)×8万円×2/3 上記①、②のうちいずれか少ない額(最大20万円、建替えの場合は最大60万円)</p>	
敦賀市新婚・子育て世帯と 移住者への住まい支援事業	補助	<p>新婚・子育て世帯、移住者、新たに多世帯近居する方に対して、敦賀市空き家・空き地情報バンクに登録されている空き家の購入及びリフォーム、建替えに要する費用の一部を補助 【補助金額】 (空き家購入)居住誘導区域内は最大120万円 居住誘導区域外は最大60万円 (購入費の1/3) 居住誘導区域内に限り、子ども3人以上の世帯の方は上記の金額に30万円加算 (リフォーム) 空き家リフォーム 居住誘導区域内は最大60万円 居住誘導区域外は最大30万円 (対象工事費の1/3) 居住誘導区域内に限り、子ども3人以上の世帯の方は上記の金額に30万円加算 (同居リフォーム) 最大60万円 (対象工事費の1/3) (旧耐震基準住宅の建替え) 最大30万円(除却費の1/3)</p>	住宅政策課 0770-22-8141
敦賀市空き家適正管理促進事業	補助	<p>空き家の管理費用について補助します 敦賀市に空き家等を所有している方に対して空き家管理代行サービスに要する費用の一部を補助 【補助金額】 空き家管理代行サービスに要する費用の1/3 (1戸当たり上限3万6千円/年)</p>	
敦賀市老朽危険空き家等 除却支援事業	補助	<p>老朽危険空き家(市の不良度判定結果が100点以上の建築物)の所有者等に対して、除却に要する費用の一部を補助 【補助金額】最大50万円 特殊加算最大50万円(対象工事費の1/2以内) 準老朽危険空き家(昭和56年5月末以前に建築され、不良度判定の構造の腐朽または破損の程度が25点以上かつ合計評点50点以上の木造建築物)の所有者等に対して除却に要する費用の一部を補助 【補助金額】最大30万円 特殊加算最大30万円(対象工事費の1/2以内)</p>	
敦賀市空き家・空き地情報バンク成約奨励金	補助	<p>敦賀市空き家・空き地情報バンクに登録している一戸建て住宅が、売買または賃貸借等の成約をした場合に、奨励金として仲介手数料の一部を補助 【補助金額】3分の2(上限5万円)</p>	
敦賀市空き家家財道具等処分補助金	補助	<p>敦賀市空き家・空き地情報バンクに登録、または登録を予定している空き家の家財道具等の処分を行う個人所有者に、当該空き家の家財道具等の処分にかかる費用を補助 【対象事業】敦賀市一般廃棄物収集運搬許可業者が運搬を行うもの 【補助金額】3分の2(上限5万円)</p>	
敦賀市空き家診断促進事業	補助	<p>敦賀市空き家・空き地情報バンクに登録、または登録を予定している一戸建て住宅の空き家診断を行う、個人または宅地建物取引業者に当該空き家の診断にかかる費用を補助 【対象事業】空き家診断士が行うもの 【補助金額】3分の2(上限3万5千円)</p>	

(次頁へ続く)

○敦賀市(続き)

支援制度名称	支援種別	内 容	連絡先
敦賀市景観条例補助金	補助	<p>景観条例に基づく市の認定を受けた協議会または協定の構成員で、当該認定を受けた構成員が所有する建築物、工作物等を良好な景観形成を資するため外観整備を行う費用の一部を補助 【補助金額】 建築物の新築等:工事費の1/2(上限額300万円) 工作物等:工事費の1/2(上限額100万円) 屋外広告物の新設等:工事費の1/2(上限額50万円)</p>	まちづくり推進課 0770-22-8139
水洗便所改造資金融資あっせん制度	利子補給	<p>供用開始日から期限(くみ取便所改造の場合3年、浄化槽切替えの場合6か月)までに公共下水道へ接続される方に、水洗便所等の改造に必要な資金の融資をあっせんし、利子を補給 【利子補給】 利率2.2%(上限額150万円/件) 100万円まで無利子償還期限60か月以内</p>	
水洗便所改造費補助金	補助	<p>児童扶養手当受給世帯、又は身体障害者手帳の交付を受けている者がいる世帯で、同居している者全員の市民税の額が均等割以下の場合、供用開始から3年以内にくみ取り便所を水洗便所に改造し、下水道に接続された方に対して補助 【補助金額】 8万円/件 (浄化槽からの切替えの場合は対象外)</p>	
合併処理浄化槽等設置整備事業費補助金	補助	<p>公共下水道事業認可区域並びに漁業集落排水処理区域及び農業集落排水処理区域以外の地域において、専用住宅に処理対象人員が10人以下の合併処理浄化槽等を設置する方に補助 【補助金額】 1 合併処理浄化槽設置工事 (1) 公共下水道全体計画区域のうち、認可区域外の地域 5人槽 39万円、 7人槽 47万4千円 10人槽 66万円 (2) 公共下水道全体計画区域並びに漁業集落排水処理区域及び農業集落排水処理区域以外の地域 5人槽 78万円、 7人槽 94万8千円 10人槽 132万円 2 単独転換※にかかる単独処理浄化槽の撤去工事 12万円 3 単独転換※にかかる宅内配管工事 30万円 ※単独処理浄化槽から合併処理浄化槽に切替えることをいう。 4 くみ取り転換※にかかるくみ取り槽の撤去工事 9万円 5 くみ取り転換※にかかる宅内配管工事 30万円 ※くみ取り槽から合併処理浄化槽に切替えることをいう。</p>	経営企画課 0770-22-8147
重度身体障害者住宅改造事業	補助	<p>重度の身体障がい者のために、その障がい者の住宅を改造する場合、その改造費の一部を助成 【対象者】1級または2級に該当する手帳の交付を受けた視覚・肢体不自由者 【補助金額】助成対象経費の8割(上限額80万円) 下肢・体幹・脳原性移動機能障害の方は限度額は60万円 上肢機能障害の方のうち特殊便器の給付を受けたことがある方は限度額は60万円 介護保険制度の要介護・要支援の認定を受けた方は限度額は60万円</p>	地域福祉課 0770-22-8176
日常生活用具給付事業(居宅生活動作補助用具)	給付	<p>【対象者】下肢・体幹・脳原性移動機能障害3級以上の身体障がい児者 ※特殊便器への取替えは上肢2級以上の者又は難病患者のうち下肢もしくは体幹機能に障がいのある者 【内容】手すりの取り付けや段差解消等に要する費用の一部助成 【補助額】工事に要する費用の10分の9(上限額20万円)</p>	
要介護高齢者住環境整備事業	補助	<p>住み慣れた家で安心して生活するために、身体の状況から洗面所改造・昇降機の設置等の住宅を改修する必要がある方に、改修費の一部を助成 【対象者】65歳以上の在宅生活で下記のいずれかに該当する者 1. 要介護3~5の認定者 2. 要介護1以上で車いすを利用している者 【補助金額】改造工事に要した経費から自己負担分を除いた額(上限額80万円) ※対象者世帯による所得制限あり ※他要件あり</p>	長寿健康課 0770-22-8180
介護保険制度居宅介護住宅改修(介護予防住宅改修)	保険給付	<p>要介護認定において要支援1以上の方が、在宅で日常生活をおくるうえで、手すりの設置や段差の解消などの住宅改修を行う場合に支給(工事着工前に事前申請が必要) 【支給金額】最高18万円(対象工事費20万円の原則9割※を支給) ※一定以上の所得がある場合には8割または7割</p>	

☆詳細は各市役所・町役場の担当課にお問合せください。

○小浜市

支援制度名称	支援種別	内 容	連 絡 先
小浜市木造住宅 耐震診断等促進事業	補助	一戸建て木造住宅の耐震診断および補強プラン作成の費用に対する補助 【個人負担】一般診断法 10,000円 伝統耐震診断法 112,200円	
小浜市木造住宅 耐震改修促進事業	補助	耐震診断事業の結果、耐震補強の必要があると判定された木造住宅の耐震改修工事に要する費用の一部を補助 【補助金額】(全体改修) 最大175万円(工事費の100%以内) (部分改修) 最大175万円(工事費の100%以内)	
小浜市ブロック塀等の 安全対策事業	補助	避難路に面する危険ブロック塀の除却、建替えの費用の一部を補助 【補助金額】対象費の2/3または除却する危険ブロック塀の総延長×8万円×2/3(いずれか低い額) (除却) 最大20万円 (建替え)最大40万円	
小浜市瓦屋根安全対策事業	補助	DID地区内にあり令和3年以前に建築された建築物の瓦屋根の耐風診断費用の一部を補助 【個人負担】3,000円 耐風診断の結果、耐風改修の必要があると判断された瓦屋根の耐風改修費用の一部を補助 【補助金額】対象費の23/100(最大55万2千円)	営繕管財課 0770-64-6071 (内線259)
小浜市住まい支援事業 (多世帯同居支援型)	補助	多世帯同居をするために一戸建て住宅をリフォームする者に対して、リフォームに要する費用の一部を補助 【補助金額】対象費の1/2(最大60万円)	
小浜市住まい支援事業 (子育て世帯等支援型)	補助	空き家を購入・リフォームし居住する移住者・子育て世帯・新婚世帯・進出企業の従業員等・多世帯同居者・多世帯近居者に対して、購入・リフォームに要する費用の一部を補助 また、空き家をリフォームし賃貸する所有者等に対して、リフォームに要する費用の一部を補助 【補助金額】対象費の1/3 立地適正化計画における居住誘導区域内の場合、最大60万円 居住誘導区域外の場合、最大30万円 旧耐震住宅の建替えを行う移住者・子育て世帯・新婚世帯・進出企業の従業員等・多世帯同居者・多世帯近居者に対して、建替えに要する費用の一部を補助 【補助金額】対象費の1/3 立地適正化計画における居住誘導区域内の場合、最大30万円 居住誘導区域外の場合、最大15万円	
小浜市空家等除却支援事業	補助	老朽空家等の除却工事に要する費用の一部を補助 【補助金額】特定空家等の除却費用の1/3(上限50万円) その他の老朽空家等の除却費用の1/3(上限25万円) 準老朽空家等の除却費用の1/3(上限10万円)	営繕管財課 0770-64-6073 (内線258)
空き家適正管理促進事業	補助	空き家管理代行サービスの継続的な利用に要する費用の一部を補助 【補助額】費用の1/3(上限36,000円/年)	

(次頁へ続く)

○小浜市(続き)

支援制度名称	支援種別	内 容	連絡先
合併処理浄化槽設置整備事業補助金	補助	<p>公共下水道事業認可区域以外の区域、農業・漁業集落環境整備事業にかかる整備計画区域以外の区域において、合併処理浄化槽の設置に要する費用の一部を補助(ただし、住居に限る)</p> <p>【補助金額】 5人槽 390,000円 6~7人槽 474,000円 8~50人槽 660,000円</p> <p>合併処理浄化槽設置に伴う単独処理浄化槽、汲み取り便槽の撤去が必要な場合(同一敷地等条件あり) 単独処理浄化槽撤去 最大120,000円、汲み取り便槽撤去 最大90,000円 単独処理浄化槽、くみ取り便槽からの転換による宅内配管工事にかかる費用最大300,000円</p>	上下水道課 0770-64-6029 (内線235)
水洗便所改造資金貸付制度	融資	<p>公共下水道事業処理区域において、くみ取り便所(既設浄化槽を含む)を水洗便所に改造し、公共下水道に接続する工事に対し、資金を融資</p> <p>【融資限度額】 供用開始3年以内 1件につき150万円以内 供用開始3年以降 1件につき100万円以内</p> <p>【貸付利率】 年1.85%(別途保証料が必要な場合あり)</p> <p>【償還期間】 60ヶ月(5年)以内</p>	
小浜市歴史的景観形成補助金	補助	<p>歴史的景観形成地区(小浜西組伝統的建造物群保存地区)内における景観形成基準に適合する外観工事費用、親子式住宅用火災警報器の設置にかかる配線工事費や、二方向避難経路を確保する費用の一部に補助</p> <p>【補助金額】 対象工事費の1/4(上限額100万円等)</p>	文化観光課 0770-64-6034 (内線228)
要介護老人住宅環境整備助成事業	補助	<p>在宅生活をしている高齢者に対して、洗面台の取替え、トイレの拡幅、昇降機等の整備に助成</p> <p>【補助金額】 一定以上の所得がある第1号保険者 対象工事費の80%または70% その他 対象工事費の90% 上限80万円</p>	高齢・障がい者元気支援課 0770-64-6142 (内線160)
高齢者等にやさしい集会施設改修助成事業	補助	<p>「ふれあいサロン」等の高齢者が利用する地域の集会施設の洋式便器の取り換え等の工事に対し、改修費用の一部を助成</p> <p>【補助金額】 補助率 事業費の20% 上限10万円</p>	
介護保険居宅介護住宅改修(介護予防住宅改修)	保険給付	<p>要支援・要介護認定者が在宅での日常生活をおくる際に生じる不便・不自由を解決し、自立して過ごせる環境を整えるため、手すりの取付けや段差の解消など、支援対象となる住宅改修に対し改修費用の一部を支給</p> <p>【支給金額】 20万円(自己負担含む)を上限とし、対象者の負担割合に応じて改修費用の9~7割を支給</p>	高齢・障がい者元気支援課 0770-64-6014 (内線636)
重度身体障害者住宅改造助成事業	補助	<p>重度身体障害者が日常生活に著しい障害があるために住宅を改造する必要がある場合に、その改修費の一部を助成</p> <p>【対象者】 視覚障害・肢体不自由・体幹機能障害・脳原性移動機能障害2級以上の身体障害児者</p> <p>【対象経費】対象工事費の8割、上限額80万円 ・肢体不自由・体幹・脳原性移動機能障害の方は限度額は60万円 ・介護保険制度の要介護・要支援の認定を受けた方は限度額は60万円 ※他の制度により助成を受けることができる場合は、助成を受けられることがあります。</p>	高齢・障がい者元気支援課 0770-64-6142 (内線163)
日常生活用具給付等事業	補助	<p>障害者の移動などを円滑にする用具の設置のために、小規模な住宅改修を行う場合に、その費用の一部を助成</p> <p>【対象者】 下肢・体幹・脳原性移動機能障害3級以上の身体障害児者 ※特殊便器への取替えは上肢機能障害2級以上</p> <p>【対象経費】原則対象工事費の9割、上限額20万円 ※他の制度により助成を受けることができる場合は、助成を受けられないことがあります。</p>	

(次頁へ続く)

○小浜市(続き)

支援制度名称	支援種別	内 容	連絡先
結婚新生活支援事業	補助	婚姻に伴う新生活の経済的不安を軽減することで、少子化対策の推進に資することを目的として住宅取得費用、住宅リフォーム費用、住宅賃借費用、引越費用等の一部を助成 補助上限額夫婦共に、29歳以下600千円/世帯～39歳以下300千円/世帯(年齢に応じ加算措置あり)	子ども未来課 0770-64-6013 (内線181)

☆詳細は各市役所・町役場の担当課にお問合せください。

○大野市

支援制度名称	支援種別	内 容	連絡先
大野市暮らし住まいづくり支援事業	補助	<p>○中古住宅の取得及びリフォーム補助 移住者、子育て・新婚世帯、共同住宅の居住者、進出企業の従業員で市内に転入した方に対し、中古住宅の取得及びリフォーム費用の一部を補助 【補助金額】 ・取得に要した費用の1/3 （居住誘導区域内：上限額60万円、区域外：上限額30万円） ※安心R住宅を購入した場合に加算 （居住誘導区域内：上限額60万円、区域外：上限額30万円） ※居住誘導区域内で子ども2人以上の世帯が中古住宅を購入した場合に加算 （居住誘導区域内：30万円） ・50万円以上のリフォーム工事費用の1/3 （居住誘導区域内：上限額60万円、区域外：上限額30万円）</p> <p>○所有者による空き家のリフォーム工事 【補助金額】 ・50万円以上のリフォーム工事費用の1/3 （居住誘導区域内：上限額60万円、区域外：上限額30万円）</p> <p>○3世代同居を始めるために既存住宅をリフォームする場合 【補助金額】 ・50万円以上のリフォーム工事費用の1/3 （居住誘導区域内：上限額60万円、区域外：上限額30万円）</p> <p>○居住誘導区域内での旧耐震住宅の建替えに伴う解体工事 【補助金額】 ・50万円以上の住宅解体工事費用の1/3 （居住誘導区域内：上限額30万円）</p> <p>※工事の施工は市内業者施行に限る ※対象となる中古住宅・既存住宅が耐震基準を満たさない場合は耐震診断を行い、耐震補強プランを作成 ※リフォームは省エネ要件を満たす工事を同時に行う</p>	交通住宅まちづくり課 0779-64-4815
大野市都市景観形成建築物等整備事業	補助	大野市景観条例に基づく景観形成地区内に立地する建築物等の外観工事費の一部を補助 【補助金額】 外観工事費の6/10(上限額300万円(角地は400万円))	
大野市木造住宅耐震診断等促進事業	補助	一戸建て木造住宅の耐震診断および補強プラン作成の費用に対する補助 【個人負担】 1万円	
大野市木造住宅耐震改修促進事業	補助	耐震診断事業の結果、耐震補強の必要があると判定された木造住宅の耐震改修工事に要する費用の一部を補助(施工業者は市内業者に限る)	
耐震改修工事(住宅全体)	補助	改修後の上部構造評点が1.0以上(もしくは0.7以上)となるもの 【補助金額】 最大175万円(工事費の100%以内)	
耐震改修部分補強工事(特定居室)	補助	改修後の特定居室周辺の範囲における上部構造評点が1.5以上となるもの 【補助金額】 最大175万円(工事費の100%以内)	
耐震シェルターの設置	補助	公的機関により安全性の評価を受けたもの 【補助金額】 最大175万円(設置費の100%以内)	
大野市伝統的な古民家の耐震改修促進事業	補助	伝統的な古民家について、改修後の上部構造評点が1.0以上(もしくは0.7以上)となるもの 【補助金額】 最大237.5万円(工事費の100%以内)	
大野市吹付けアスベスト調査事業	補助	分析機関に対して支払うアスベスト調査に要する費用に対する補助(上限額1棟あたり25万円)	
大野市ブロック塀等除却事業	補助	避難路沿いのブロック塀の除却費用の1/2またはブロック塀などの面積(m ²)に4,000円をかけた額のいづれか少ない額(限度額10万円) (施工業者は市内業者に限る)	
大野市老朽危険空き家等除却支援事業	補助	老朽危険空き家等の解体撤去費用の1/3とし、上限額は以下のとおり ・老朽危険空き家の解体撤去 50万円(加算要件に該当100万円) ・準老朽危険空き家の解体撤去 30万円(加算要件に該当60万円)	防災防犯課 0779-64-4800
浄化槽設置整備事業	補助	公共下水道事業認可区域外または農業集落排水事業区域外の区域で合併処理浄化槽を設置する場合に、設置した浄化槽の人槽に応じて設置費用の一部を補助。また、単独処理浄化槽等から合併処理浄化槽へ転換する場合、単独処理浄化槽等の撤去費及び宅内配管工事費等の一部を補助。	
大野市水洗便所等改造資金利子補給事業	利子補給	供用開始日から3年以内に下水道へ接続された方、または、合併処理浄化槽を設置された方で、取扱金融機関で改造資金を借入れた場合は利子を補助(借入金の上限額200万円)	
合併処理浄化槽から下水道への切替補助事業	補助	供用開始から3年以内の区域において、浄化槽設置整備事業補助金の交付を受けずに整備した合併処理浄化槽を使用している住宅について、合併処理浄化槽を廃止して公共下水道に接続する場合に工事費の一部を補助(上限額20万円)	
公共下水道ご近所接続奨励金	補助	同一行政区画内や直線距離で概ね200m以内にある単独処理浄化槽やくみ取便所使用の住宅等で2棟以上のグループを作り、大野市内に営業所のある同一の指定工事店の施工により公共下水道に接続した場合、グループ内の棟数に応じて奨励金を交付(1棟あたり3~10万円)	上下水道課 0779-65-7670

(次頁へ続く)

○大野市(続き)

支援制度名称	支援種別	内 容	連絡先
居宅介護住宅改修事業 (介護保険事業)	保険給付	<p>在宅で生活する要支援・要介護認定者が自立しやすい生活環境を整えるため住宅改修費用の7割から9割を支給</p> <p>(対象者)要支援・要介護認定者</p> <p>(対象となる改修内容)</p> <p>手すりの取付け、段差の解消、床材の変更、引き戸等への扉の取替え、洋式便器への便器の取替え</p> <p>(補助金の額)</p> <p>改修費用から自己負担分1割(一定以上の所得がある人は2割または3割)を除いた額(改修費用の上限額20万円)</p>	
大野市要介護高齢者住宅改造費助成事業	補助	<p>在宅で生活する要介護認定者の住宅を改造する場合に工事費の7割から9割を助成</p> <p>(対象者)要介護3~5に認定された人、または、要介護1~2に認定された人で次のア~エのいずれかに該当する人</p> <p>ア 車いすを利用する人 イ 障害等級が1級または2級に相当する上肢が不自由な人 ウ 障害高齢者の日常生活自立度が要件に該当する人 エ 認知症高齢者の日常生活自立度が要件に該当する人</p> <p>(対象となる改修内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅内、玄関から一般道路までの通路の拡幅等 ・身体状況に適した洗面台、流し台、ガス台への取替え ・階段昇降機の設置 ・段差解消機の設置 など(介護保険で行う住宅改修の対象は除く) <p>【補助金額】 工事費の7割から9割(補助金額の上限額80万円)</p>	健康長寿課 0779-65-7333
大野市重度身体障害者住宅改造助成事業	補助	<p>視覚障害者又は肢体不自由者に対してスロープ、手すり、段差解消などの住宅改修の工事費の一部を助成</p> <p>(対象者)在宅で重度の視覚や肢体不自由の身体障害者手帳所持者</p> <p>【補助金額】 工事費の8／10(上限額60万円または80万円)</p>	
大野市日常生活用具給付事業 (居宅生活動作補助用具)	補助	<p>本事業の一つとして、対象者の移動を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を行う場合に助成を行う</p> <p>(対象者)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 下肢、体幹機能障害又は乳幼児期非進行性脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る。)を有する者であって、障害等級3級以上の者。ただし、特殊便器への取替えをする場合は、上肢障害2級以上の者 2 難病患者等であって、下肢又は体幹機能に障害のある者 <p>(補助金の額) 最大20万円(課税世帯は、1割負担。非課税世帯は全額公費負担。)</p>	福祉課 0779-64-5142

☆詳細は各市役所・町役場の担当課にお問合せください。

○勝山市

支援制度名称	支援種別	内 容	連絡先
勝山市木造住宅 耐震診断等促進事業	補助	一戸建て木造住宅の耐震診断および補強プラン作成の費用に対する補助 【個人負担】1万円	
勝山市木造住宅 耐震改修促進事業	補助	耐震診断事業の結果、耐震補強の必要があると判定された木造住宅の耐震改修工事に要する費用の一部を補助 【補助金額】 (全体改修)一般住宅:上限175万円(工事費の100%以内) 伝統的な古民家:上限237.5万円(工事費の100%以内) (部分改修)上限175万円(工事費の100%以内)	
勝山市定住化促進事業 (新築・中古取得)	補助	定住促進を図ることを目的として、新築住宅の取得、空き家の取得及び改修工事等に要する費用の一部を補助 【補助金額】 (新築住宅取得)親族以外の敷地を購入又は賃借した場合:100万円 上記以外:50万円 (中古住宅取得)空き家購入:購入費用の1/10、上限50万円 リフォーム:リフォーム費用の1/10、上限50万円加算 (子育て世帯または県外からの転入者が空き家バンク登録住宅を購入・リフォームした場合、上記1/10を2/10とし、上限額50万円を100万円とする。)	
勝山市定住化促進事業 (多世帯同居リフォーム)	補助	多世帯同居の推進を図ることを目的として、多世帯同居を開始する者に対し既存住宅の多世帯同居につながる改修工事等に要する費用の一部を補助 【補助金額】 工事費用の1/10(上限90万円)	営繕課 0779-88-8128
勝山市定住化促進事業 (中古住宅の賃貸用リフォーム)	補助	空き家の所有者等に対し、空き家を地域の資源として活用促進を図ることを目的として、空き家の所有者等に対し賃貸を目的として行う改修工事等に要する費用の一部を補助 【補助金額】 工事費用の1/10(上限90万円)	
勝山市克雪住宅推進事業	補助	A. 自己の居住する一戸建住宅に設置する屋根融雪設備に対し、設置費用の一部を補助 【補助金額】 設置費用の1/6(上限額30万円) B. 構造強度を高めて屋根雪を堆積させたままする耐雪型住宅の新築に対し、新築費用の一部を補助 【補助金額】 一律50万円 C. 住宅の屋根等に命綱固定アンカー等を設置する工事に要する費用の一部を補助 【補助金額】 設置費用の4/5以内(上限24万円)	
勝山市吹付けアスベスト 調査事業	補助	アスベスト調査に要する費用の一部を補助(上限額25万円。ただし消費税および地方消費税を差し引いた経費)	
勝山市老朽危険空き家 解体事業	補助	老朽危険空き家等の解体工事に要する費用の1/3とし、上限額は以下のとおり(特殊要件により加算あり) ・老朽空き家の解体工事 50万円 ・準老朽空き家の解体工事 30万円	
勝山市歴史的まちなみ 景観創出事業	補助	・推進地区(本町通りと平泉寺町平泉寺) ふくいの伝統的民家等の新築・改修を行う場合に、補助対象の修景基準を満たしたものについて外観工事費の一部を助成 ・上記の地区を除く市内全域 歴史的建造物の改修を行う場合に、補助対象の修景基準を満たしたものについて外観工事費の一部を助成	建設課 0779-88-8107
住まい環境整備支援事業	補助	在宅の要介護者を対象に、一定の要件に該当する住宅改造の費用の一部を助成。工事着工前に事前申請が必要。市が実施する他の事業の補助を受けた箇所は対象外。 【対象者】 (1)要介護3以上の判定を受けた者 (2)要介護1又は2と判定された者で次のいずれかの要件を満たす者 ア 車いすを利用する者 イ 1級又は2級の上肢不自由者 ウ 障害高齢者の日常生活自立度がB又はCに該当する者 エ 認知症高齢者の日常生活自立度がⅢ、Ⅳ又はMに該当する者 【補助金額】 80万円を限度として、工事費の7割から9割を補助	健康体育課 0779-87-0888
居宅介護(予防)住宅改修 事業	保険給付	在宅の要介護者・要支援者が、手すりの取付けなど一定種類の小規模な住宅改修を行った場合、費用の一部を支給。工事着工前に事前申請が必要 【補助金額】 20万円を限度として、対象経費の7割から9割を支給	

(次頁へ続く)

○勝山市(続き)

勝山市重度身体障害者住宅改造費助成事業	補助	<p>市内で在宅の重度の身体障害者が、その住宅を改造をする場合に、改造費の一部を助成</p> <p>【対象者】 障害等級が1級・2級の身体障害者手帳の交付を受けた視覚障害者又は肢体不自由者</p> <p>【補助金額】 対象経費の8割(上限額60万円 ※視覚障害者は80万円) ※ 介護(予防)給付・住まい環境整備支援事業・重度障害者日常生活用具給付等事業(住宅改修)の給付を受けられる場合、そちらが優先。</p>	
勝山市重度障害者日常生活用具給付等事業 (居宅生活動作補助用具)	補助	<p>市内で在宅の障害者等に対し、対象者の移動を円滑にする用具を設置するために小規模な住宅改修を行う場合に、費用の一部を助成</p> <p>【対象者】 1下肢、体幹機能障害又は乳幼児期非進行性脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る)を有し、身体障害者手帳の等級が3級以上の者(※特殊便器への取替えをする場合は、上肢機能障害2級以上) 2難病患者等であって、下肢又は体幹機能障害がある者(難病患者等の場合には、医師の診断書が必要)</p> <p>【補助金額】 最大20万円(※所得税課税世帯は、原則1割負担)</p>	福祉課 0779-87-0777

☆詳細は各市役所・町役場の担当課にお問合せください。

○鯖江市

支援制度名称	支援種別	内 容	連絡先
鯖江市木造住宅 耐震診断等促進事業	補助	一戸建て木造住宅の耐震診断および補強プラン作成の費用に対する補助 【個人負担】 一般診断法:1万円 伝統耐震診断法:61,600円	施設管理課 0778-42-5101
鯖江市木造住宅 耐震改修促進事業	補助	耐震診断事業の結果、耐震補強の必要があると判定された木造住宅の耐震改修工事に要する費用の一部を補助 【補助金額】 全体改修 上限175万円 部分改修 上限175万円	
伝統木造住宅耐震改修事業	補助	耐震診断事業の結果、耐震補強の必要があると判定された伝統的な古民家の耐震改修工事に要する費用の一部を補助 【補助金額】 伝統的な古民家の耐震改修 上限237.5万円	
鯖江市吹付けアスベスト 調査事業	補助	アスベスト調査に要する費用の一部を補助 上限額25万円 ※ただし消費税および地方消費税を差し引いた経費	
鯖江市ブロック塀等の安全対策事業	補助	避難路に面するブロック塀等の除却等に要する費用の一部を補助 【補助金額】 〔除却工事〕上限20万円 〔除却後の県産財による建て替え工事〕上限40万円	
鯖江市伝統的民家 活用推進事業	補助	伝統的民家群保存活用推進地区内において、一定の要件に該当する福井の伝統的民家の外観の改修工事等の費用の一部を補助 〔改修〕外観または構造体の改修工事に要する費用の1/2 上限150万円	
住み続けるまちささえ支援事業 (子育て世帯等住まい支援)	補助	鯖江市に10年以上居住する見込みのある移住者、子育て世帯、新婚世帯、新たに多世帯同居・近居をする方に対し、空き家の購入、リフォーム、旧耐震住宅の建て替えに要する費用の一部を補助 【補助金額】対象費の1/3で下記のとおり 〔空き家購入〕居住誘導区域内 上限60万円 居住誘導区域外 上限30万円 ※3人以上の子どもがいる子育て世帯は30万円加算(居住誘導区域内外のみ) ※2人以上の子どもがいる子育て世帯は15万円加算 〔空き家リフォーム〕居住誘導区域内 上限60万円 居住誘導区域外 上限30万円 ※2人以上の子どもがいる子育て世帯は15万円加算 〔旧耐震住宅の建て替え(除却費用)〕居住誘導区域内外のみ 上限30万円	
住み続けるまちささえ支援事業 (多世帯同居)	補助	新たに多世帯同居を行う住宅の所有者に対し、リフォーム工事に要する費用の一部を補助 【補助金額】上限90万円 (基礎額 30万円 + 対象工事費用 上限60万円(対象工事費の1/3)) ※2人以上の子どもがいる子育て世帯は15万円加算	
鯖江市子どもの部屋づくり支援事業	補助	多世帯同居をしている子育て世帯に対し、子ども部屋を作るリフォーム費用の一部を補助 【補助金額】対象工事に要する費用の1/2 上限30万円	
老朽危険空家等除却支援事業	補助	老朽危険空家等の除却に要する費用の1/2を補助。上限額は以下のとおり(特別加算あり) ・老朽危険空家等の除却工事 50万円 ・準老朽危険空家等の除却工事 30万円	防災危機管理課 0778-42-5104
空き家適正管理促進事業	補助	空き家管理代行サービスを利用して空き家の定期的な維持管理をする場合に、費用の1/3を補助 上限36,000円	
空き家家財等処分支援事業 補助金	補助	空き家情報バンクに登録または登録を予定している空き家の家財等を処分する場合に、費用の2/3を補助 上限10万円 (R7.5～受付開始予定)	長寿福祉課 高齢福祉G 0778-53-2219
要介護高齢者住宅 改造助成事業	補助	在宅の高齢者を対象に、一定の要件に該当する住宅改造の費用の一部を助成。工事着工前に事前申請が必要 【対象者】 1 要介護3～5に認定された方 2 または要介護1もしくは2と認定された方で、かつ下記のいずれかの要件を満たす方 【要件】 ア 車いすを利用する方 イ 障害等級が1級または2級に相当する上肢不自由者 ウ 障害高齢者の日常生活自立度がA、BまたはCに該当する方 エ 認知症高齢者の日常生活自立度がⅢ、ⅣまたはMに該当する方 【補助金額】助成対象経費の9割(上限80万円) ※一定以上の所得を有する65歳以上の方は8割または7割	

(次頁へ続く)

○鰐江市(続き)

支援制度名称	支援種別	内 容	連絡先
介護保険住宅改修制度	給付	<p>要介護認定において要支援1以上の方が、在宅で日常生活をおくるうえで、手すりの設置や段差の解消などの小規模な住宅改修に対し支給 工事着工前に事前申請が必要です。</p> <p>【支給金額】一人18万円まで(対象工事費20万円の原則9割※を支給) ※一定以上の所得を有する65歳以上の方は8割または7割</p>	長寿福祉課 介護保険G 0778-53-2218
鰐江市合併処理浄化槽設置費補助	補助	<p>公共下水道事業および農業集落排水事業の認可区域外に設置する合併処理浄化槽を対象としてその設置費用に対し一部を補助</p> <p>【補助金額】住宅は補助対象費用の8割 住宅以外の物件については、118,000円～ ※住宅、住宅以外ともに限度額あり ※金額は今後改定予定あり</p>	上下水道課管理G 0778-53-2241
水洗便所改造資金貸付制度	融資	<p>くみ取り便所を水洗便所に改造するなど公共下水道等に接続する工事に対し、資金を融資</p> <p>【融資金額】上限額100万円(無利子) ※工事着工前の申請が必要です。 ※償還期限は融資を受けた月の翌月から3年以内 ※実際の貸し付けは金融機関とのやり取りになります。</p>	
鰐江市住宅改修費給付事業	補助	<p>在宅の障害者を対象に、一定の要件に該当する住宅改造の費用の一部を助成</p> <p>【対象者】 下肢・体幹機能障害または乳幼児期以前の脳病変による運動機能障害を有する身体障害者(移動機能障害に限る)もしくは学齢児以上の身体障害児で、かつ障害程度等級が3級以上の方。ただし、特殊便器の取り替えについては上肢機能障害2級以上の方および難病患者等</p> <p>【補助金額】最大20万円</p>	社会福祉課 0778-53-2217
重度身体障害者住宅改造助成事業	補助	<p>在宅で生活する重度の身体障がい者のために、その障がい者の住宅を改造する場合、その改造費の一部を助成</p> <p>【対象者】65歳未満で障害等級が1・2級の視覚障がい者 および肢体不自由者</p> <p>【補助金額】助成対象経費の8割 (上限額60万円 ※視覚障がい者は80万円)</p>	
結婚新生活支援事業	補助	<p>市内で新生活を始める新婚世帯を対象に住宅取得、リフォーム、住宅賃貸、引越にかかる費用の一部を補助</p> <p>【対象者】 令和7年1月1日から令和8年3月31日までに婚姻し、共に39歳以下で、直近年度の2人の所得の合計が500万円未満の夫婦</p> <p>【補助金額】 共に29歳以下の夫婦 60万円 一方または双方が30歳～39歳の夫婦 30万円</p>	こどもまんなか課 0778-53-2224
家庭向けLED照明器具取替支援事業	補助	<p>LED照明器具の購入費(既存器具の撤去および設置工事費を含む)の一部を助成</p> <p>【対象者】温室効果ガスの削減に配慮したLED照明器具への取替を行う、市内の一戸建て住宅に居住する者</p> <p>【補助金額】補助対象経費の額に3分の1を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額)とし、2万円を限度額とする。 ただし、助成は1補助事業者あたり事業期間を通じて1回とする。</p>	
企業向けLED照明器具取替支援事業補助金	補助	<p>LED照明器具の購入費(既存器具の撤去および設置工事費を含む)の一部を助成</p> <p>【対象者】温室効果ガスの削減に配慮したLED照明器具への取替を行う、市内に事業所を有する民間企業(個人事業主を含む)</p> <p>【補助金額】 補助対象経費の額に3分の1を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額)とし、20万円を限度額とする。 ただし、助成は1補助事業者あたり事業期間を通じて1回とする。</p>	環境政策課 0778-53-2227
鰐江市住宅の太陽光・蓄電池設備導入促進事業	補助	<p>鰐江市内の住宅に居住する個民に対し、自家消費型太陽光発電設備、蓄電池設備および自家消費型太陽光発電設備を導入する経費の一部を補助</p> <p>【補助金額】 ・太陽光発電設備のみの導入 上限額 25万円 ・太陽光発電設備および蓄電池設備の導入 　太陽光発電設備 上限額 35万円 　蓄電池設備 上限額 25.5万円　上限額の合計 60.5万円</p>	

☆詳細は各市役所・町役場の担当課にお問合せください。

○あわら市

支援制度名称	支援種別	内 容	連 絡 先
多世帯同居リフォーム支援事業補助金	補助	多世帯同居を目的とした既存住宅の改修工事に要する費用の一部を補助 【補助金額】 最大60万円(対象工事費の1/2以内)	
多世帯同居・近居促進事業補助金	補助	多世帯同居・近居を目的とした新築住宅取得に要する費用の一部を補助 【補助金額】 70万円(定額)+ 30万円(定額・市内業者施工加算)	
空き家取得支援補助金	補助	あわら市への定住を目的とした空き家の取得に要する費用の一部を補助 【対象者】 空き家の購入者 【対象住宅】 空き家情報バンクに登録された一戸建て住宅 【補助金額】 最大100万円(取得費用※の1/3以内) ※安心R住宅の取得の場合、最大150万円(取得費用※の1/3以内) ※土地代は除く。	
空き家リフォーム支援補助金	補助	あわら市への定住を目的とした空き家の改修工事に要する費用の一部を補助 【対象者】 空き家の購入者、賃借者、賃貸する空き家の所有者等 【対象住宅】 空き家情報バンクに登録された一戸建て住宅 【補助金額】 最大100万円(対象工事費の1/3以内)	市民協働課 0776-73-8003
結婚新生活支援事業補助金	補助	あわら市での新婚生活に要する費用の一部を補助 【対象者】 婚姻日において夫婦ともに39歳以下で、夫婦の合計所得が500万円未満 【対象経費】 住宅取得費、住宅賃借費、住宅リフォーム費、引越費 【補助金額】 最大60万円(夫婦ともに29歳以下) 最大30万円(上記以外)	
特定空家等除却支援補助金	補助	特定空家等の除却に要する費用の1/2とし、上限額は以下のとおり ①:特定空家等(木造以外等)の除却工事 100万円 ②:①を除く特定空家等(跡地活用等)の除却工事 70万円 ③:①②を除く特定空家等の除却工事 50万円	
木造住宅 耐震診断等促進事業	補助	一戸建て木造住宅の耐震診断および補強プラン作成の費用に対する補助 【補助金額】 ①一般診断法(個人負担なし) 【内容】耐震診断、補強プラン作成 ②伝統耐震診断法(個人負担額:61,600円) 【内容】耐震診断、補強プラン作成、古民家鑑定、床下状況調査	
木造住宅 耐震改修促進事業	補助	耐震診断事業の結果、耐震補強の必要があると判定された木造住宅の耐震改修工事に要する費用の一部を補助 【補助金額】 【全体改修(一般診断法)】 最大180万円(工事費の100%以内) 【部分改修(一般診断法)】 最大180万円(工事費の100%以内) 【全体改修(伝統耐震診断法)】 最大237.5万円(工事費の100%以内)	建設課 0776-73-8031
吹付けアスベスト 調査事業	補助	アスベスト調査に要する費用の一部を補助(上限額25万円。ただし消費税および地方消費税を差し引いた経費)	
ブロック塀等の 安全対策事業	補助	地震の際のブロック塀等の倒壊による人的被害の防止を図るため、避難路等に面した一定の高さ以上のブロック塀等の撤去もしくは撤去及び県産材を利用した塀の建替工事に要する費用の一部を補助 【補助金額】 撤去20万円(上限)、建替60万円(上限)	
住まい環境整備支援事業	補助	1 概要 要介護高齢者が住み慣れた自宅で安心して暮らし続けることができるよう、車いす対応のバリアフリー化等の改修工事に対し助成します 2 対象者 在宅で生活する要介護認定を受けた方(要件があります) 3 助成額 上限80万円 4 自己負担 介護保険の負担割合に応じた自己負担があります(1割から3割) 5 対象となる主な住宅改修 階段昇降機の設置、洗面台・流し台の取替え(これらに付帯して必要な工事)	
介護保険居宅介護 (介護予防)住宅改修	給付	【対象者】 ・要支援1・2、要介護1～5の要介護認定を受けた者 【利用者負担】対象経費の1割～3割 【内容】 手すりの取り付け、段差や傾斜の解消、滑りにくい床材・移動しやすい床材への変更、開き戸から引き戸等への扉の取り替え、扉の撤去、和式から洋式への便器の取り替えなど。 【上限】20万円を上限として費用の7～9割を支給。	健康長寿課 0776-73-8022

(次頁へ続く)

○あわら市(続き)

支援制度名称	支援種別	内 容	連絡先
住宅改造助成制度	補助	在宅の重度身体障害者が日常生活に著しい障害があり、住宅を大規模に改造成する必要があるとき、費用の一部を助成 【助成限度額】80万円(改造費の10分の8を助成) (下肢機能障害・体幹機能障害・脳原性移動機能障害の方、介護保険制度の要介護又は要支援の認定を受けた方は、60万円限度)	福祉課 0776-73-8020
地域生活支援事業 (住宅改修助成費)	給付	【対象者】 在宅で身体障害者手帳3級以上取得者で、下肢・体幹機能障害を有する者。 【対象範囲】 障害者の移動などを円滑にする用具の設置で小規模な住宅改修を伴うもの。(手すりの設置、段差解消、引き戸への交換、通路の床材変更) 【助成限度額】20万円 【自己負担額】所得に応じて決定	
浄化槽設置整備補助	補助	毎年4月1日現在における公共下水道の計画区域を除く区域で、合併処理浄化槽を設置する場合に補助。ただし、計画区域であっても、下水道の施工が困難な場所で市長が適当と認める場所については、補助対象区域となる。 【新設の場合の限度額(住宅)】 5人槽 780,000円、6~7人槽 948,000円、8~50人槽 1,320,000円 【撤去の場合の限度額(住宅)】 単独処理浄化槽 120,000円、汲み取り槽 90,000円、転換に伴い必要となる宅内配管工事費 300,000円	上下水道課 0776-73-8036
水洗便所改造奨励金	補助	供用開始から半年以内(くみ取り便所の改造については3年以内)に公共下水道に接続し、完成検査を受けた場合、水洗便所改造奨励金を交付(新築は対象外)	上下水道課 0776-73-8036

☆詳細は各市役所・町役場の担当課にお問合せください。

○越前市

支援制度名称	支援種別	内 容	連絡先
伝統的民家普及促進事業	補助	伝統的民家群保存活用推進地区(四町、五箇地区)において、一定の要件に該当する福井の伝統的民家の新築または外観の改修工事等の費用の一部を補助	都市計画課 0778-22-3012
新住宅取得推進事業	補助	居住誘導区域内において、住宅を新築または購入して定住する人を対象に、取得費用の一部を補助(移住者については市内全域) 【補助金額】 基本額20万円+加算最大130万円(最大150万円)	
空き家等 リフォーム支援事業	補助	売買・賃貸を目的に空き家をリフォームする場合に、リフォーム費用の一部を補助 【補助金額】 最大120万円	
子育て世帯等と移住者への 住まい支援事業	補助	子育て世帯、新婚世帯又はU・ターン者が住まい情報バンクに登録されている又はされていた中古の一戸建て住宅を購入又はリフォームして定住する場合にその費用の一部を補助 【補助金額】 購入 最大130万円 リフォーム 最大 70万円(購入・リフォーム両方行う場合は 最大160万円)	
結婚新生活支援事業	補助	新婚世帯の新居の取得費やリフォーム費用の一部を補助 【補助金額】 住宅取得支援 最大40万円 住宅リフォーム支援 最大60万円	建築住宅課 0778-22-3074
木造住宅耐震診断等 促進事業	補助	昭和56年5月以前に着工された一戸建て木造住宅の耐震診断及び補強プラン作成の費用に対して補助 【個人負担】 一般診断法 1万円 伝統耐震診断法 184,800円	
木造住宅耐震改修促進 事業	補助	耐震診断の結果、耐震補強の必要があると判定された一戸建て木造住宅について、補強プランに基づき耐震改修工事に要する費用を補助 【補助金額】 住宅全体の耐震改修 最大175万円 部分的な耐震改修 最大175万円 伝統的な古民家の耐震改修 最大237.5万円	
吹付けアスベスト調査 事業	補助	市内に所在する民間建築物に施工されている吹付け建材のアスベスト含有の調査に要する費用に対する補助 【補助金額】 1棟につき最大 25万円	
危険ブロック塀除却費用	補助	通学路に面した危険ブロック塀等を撤去する場合に、撤去費用や再設置費用(県産材による再設置の場合に限る。)の一部を補助 【補助金額】 撤去のみ 20万円/件 撤去+再設置 ①と②の合計額 ①撤去 最大 20万円/件 ②再設置 最大 40万円/件	
空き家住宅診断支援 事業	補助	住まい情報バンクに登録する又はされている住宅の空き家診断にかかる費用の一部を補助 【補助金額】 最大 35,000円	建築住宅課 0778-22-3074
空き家適正管理促進事業	補助	空き家を適正管理するために利用する空き家管理代行サービスにかかる費用の一部を補助 【補助金額】 最大36,000円	
旧耐震住宅建替除却支援事 業	補助	旧耐震住宅を取壊し、同一敷地において戸建住宅を建て居住する場合に、除却費用の一部を補助 【補助金額】 最大30万円	
老朽危険空家解体撤去事業	補助	老朽危険空家等の解体撤去工事に要する費用の1/3とし、上限額は以下のとおり ①老朽危険空家の解体撤去工事 70万円 ②準老朽危険空家の解体撤去工事 50万円 前面道路幅員等の対象要件に該当する場合に上記補助に加算 30万円	

(次頁へ続く)

○越前市(続き)

支援制度名称	支援種別	内 容	連絡先
合併処理浄化槽設置補助制度	補助	公共下水道事業や農業・林業集落排水事業の認可区域外に合併処理浄化槽を設置する場合に補助。また、特定要件を満たす場合、配管工事費・単独処理浄化槽又は汲み取り槽撤去費の補助あり	
公共下水道接続奨励金	補助	公共下水道供用開始3年以内に、既存の排水設備を公共下水道に接続した場合に奨励金を交付 【奨励金額】 供用開始後1年以内 5万円 供用開始後1年を超える2年以内 3万円 供用開始後2年を超える3年以内 1万円	
合併処理浄化槽公共下水道切替え奨励金	補助	公共下水道供用開始3年以内に既存の合併処理浄化槽の機能を廃止し公共下水道に接続した場合に、奨励金を交付。地域ぐるみ接続奨励金、集合住宅合併処理浄化槽公共下水道切替え補助金とは併用不可。 【奨励金額】 一つの合併処理浄化槽につき10万円	
地域ぐるみ接続奨励金	補助	町内会等の単位で「まちづくり計画」を策定し、接続促進に取り組む町内の方が下水道に接続した場合に奨励金を交付。取り組み期間は最長3年間。合併処理浄化槽公共下水道切替え奨励金、集合住宅合併処理浄化槽公共下水道切替え補助金とは併用不可。 【奨励金額】 汲取り便所または単独処理浄化槽からの接続 10万円 合併処理浄化槽からの接続 5万円	上下水道課 0778-22-7922
集合住宅合併処理浄化槽公共下水道切替え補助金	補助	公共下水道供用開始3年以内に集合住宅(賃貸に限る)の合併処理浄化槽を廃止し、公共下水道に接続した場合に補助金交付。合併処理浄化槽公共下水道切替え奨励金、地域ぐるみ接続奨励金とは併用不可。 【補助金額】 一つの合併処理浄化槽の切替え工事費用の30%(100万円を上限)	
公共下水道接続資金融資及び利子補給制度	融資	公共下水道接続工事に対する資金を融資するとともに、接続資金に係る利子を補給 【融資金額等】 融資限度額 300万円 償還期間 5年以内 【利子補給額】 接続資金融資100万円以下 支払利子額全額 接続資金融資100万円を超える部分 支払利子額の2分の1	

(次頁へ続く)

○越前市(続き)

要介護老人 住環境整備事業	補助	<p>在宅の高齢者を対象に、一定の要件に該当する住宅改修費用(介護保険による住宅改修費支給の対象外のもの)の一部を助成。工事着工前に申請が必要。</p> <p>【利用できる方】</p> <p>市内在住で次の要件に該当し、住宅改修の必要があると認められる方</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 要介護3以上に認定された方 2 または要介護1もしくは2と認定された方で、かつ下記のいずれかの要件を満たす方 <ul style="list-style-type: none"> ア 車いすを利用する方 イ 障害等級が1級または2級に相当する上肢不自由者 ウ 障害高齢者の日常生活自立度がA、BまたはCに該当する方 エ 認知症高齢者の日常生活自立度がⅢ、ⅣまたはMに該当する方 3 対象となる住宅の改造に対して重度身体障害者住宅改造助成制度や福井県の実施する住宅改修の資金助成を受けていないこと 4 本人及び世帯の生計中心者が市税を滞納していないこと <p>【補助金額】助成対象経費の9割※(上限40万円) ※一定以上の所得を有する方は8割又は7割</p>	長寿福祉課 0778-22-3715
介護保険住宅改修制度	給付	<p>要支援・要介護認定を受けている方が、在宅で日常生活をおくるうえで必要な住宅改修を行う場合に支給。工事着工前に事前申請が必要。</p> <p>【支給金額】対象経費(上限20万円)の9割※ ※一定以上の所得を有する方は8割又は7割</p>	
重度身体障害者 住宅改造助成制度	補助	<p>視覚・肢体不自由で身体障害者手帳1級2級の人が、在宅での日常生活をおくるうえで、その住居を改造する必要があるとき、費用の一部を助成</p> <p>【補助金額】助成対象経費の8割(上限60万円※視覚障がい者は80万円)</p>	
日常生活用具住宅 改修給付	給付	<p>一定の要件に該当する在宅の障がい者を対象に、段差の解消や手すりの設置などの住宅の改修に必要な物品の購入費や工事費用を給付</p> <p>【対象者】</p> <p>下肢・体幹機能障害または乳幼児期以前の脳病変による運動機能障害を有する身体障害者で障害程度等級が3級以上の方。ただし、特殊便器の取り替えについては上肢機能障害2級以上の方。</p> <p>【補助金額】最大20万円(原則1割負担)</p>	社会福祉課 0778-22-3004

☆詳細は各市役所・町役場の担当課にお問合せください。

○坂井市

支援制度名称	支援種別	内 容	連絡先
坂井市多世帯近居の中古住宅取得支援事業	補助	新たに多世帯近居するために中古住宅の購入を行う者に取得費用の一部を補助 【補助金額】 対象経費(建物代)の3分の1(上限75万円)	
坂井市多世帯同居のリフォーム支援事業	補助	新たに多世帯同居するために住宅のリフォームを行う者に改修費用の一部を補助 【補助金額】 対象工事費の3分の1(上限90万円)	
坂井市旧耐震住宅建替え除却支援事業	補助	昭和56年5月31日以前に建てられた一戸建て住宅の建替えを行う者に除却工事に要する費用の一部を補助 【補助金額】 対象工事費の3分の1(上限30万円)	
坂井市空き家取得支援事業	補助	坂井市空き家情報バンクに登録されている空家の購入を行う者に取得費用の一部を補助 【補助金額】 (居住誘導区域内)対象経費(建物代)の3分の1(上限100万円) ※子3人以上世帯の場合、30万円を限度に加算。安心R住宅の場合、100万円を限度に加算。 (居住誘導区域外)対象経費(建物代)の3分の1(上限30万円)※安心R住宅の場合、30万円を限度に加算。	
坂井市空き家改修支援事業	補助	・坂井市空き家情報バンクに登録されている空家を購入又は賃借しリフォームを行う空家の居住者に改修費用の一部を補助 【補助金額】 (居住誘導区域内)対象工事費の3分の1(上限100万円) ※子3人以上世帯の場合、30万円を限度に加算。 (居住誘導区域外)対象工事費の3分の1(上限30万円) ・坂井市空き家情報バンクに登録されている空家を賃貸物件としてリフォームを行う空家の所有者等に改修費用の一部を補助 【補助金額】 (居住誘導区域内)対象工事費の3分の1(上限60万円) (居住誘導区域外)対象工事費の3分の1(上限30万円)	
空家活用定住促進事業	補助	坂井市空き家情報バンクに登録されている空き家(賃貸物件)の家賃に要する費用の一部を補助 【補助金額】 対象経費(家賃)の2分の1(上限2万円/月の1年間)	移住定住推進課 空き家対策室 0776-50-3036
空家家財処分支援事業	補助	坂井市空き家情報バンクに登録されている(又は事業完了後に登録する見込みがある)空家の家財処分に要する費用の一部を補助 【補助金額】 対象経費の3分の2(上限10万円)	
空家診断促進事業	補助	坂井市空き家情報バンクに登録されている(又は事業完了後に登録する見込みがある)空家の診断に要する費用の一部を補助 【補助金額】 対象経費の3分の2(上限3万5千円)	
坂井市空家除却支援事業	補助	危険な空家の除却に要する費用の一部を補助 【補助金額】 (特定空家又は老朽空家)対象工事費の3分の1(上限50万円) ※要件による加算あり (準老朽空家)対象工事費の3分の1(上限30万円) ※要件による加算あり	
空家適正管理促進事業	補助	空き家管理代理行サービスの利用に要する費用の一部を補助 【補助金額】 対象経費の3分の1(上限3万6千円/年の3年間)	
空家対策早期決断応援事業	補助	空家の利活用を見込み空家所有者等が実施する、下記のいずれかの事業に要する費用の一部を補助 【補助金額】対象経費の3分の1 改修・取得・除却・相談 上限20万円 家財処分 上限5万円 診断 上限2万円 適正管理 上限3万6千円	
新婚世帯住宅応援事業	補助	坂井市で新婚生活を始める新婚世帯を対象に住宅取得、リフォーム、住宅賃貸にかかる費用の一部を補助 【補助金額】 住宅購入 最大250万円 リフォーム 最大170万円 住宅賃貸 最大60万円	結婚応援課 0776-50-3018
坂井市木造住宅耐震診断等促進事業	補助	昭和56年5月31日以前に建てられた一戸建て木造住宅の耐震診断および補強プラン作成(一般診断、伝統診断)、古民家鑑定、床下インスペクションに要する費用の一部を補助 【個人負担】 木造住宅耐震診断:10,000円 木造住宅耐震診断(伝統診断法):61,600円	
坂井市木造住宅耐震改修促進事業	補助	○木造住宅耐震改修 木造住宅耐震診断等促進事業の結果、耐震補強の必要があると判定された木造住宅の耐震改修工事に要する費用の一部を補助 【補助金額】 (全体改修) 最大180万円(工事費の100%以内) (部分改修) 最大180万円(工事費の100%以内) ○木造住宅耐震改修(伝統的な古民家の耐震改修) 木造住宅耐震診断等促進事業の結果、耐震補強の必要があると判定された伝統的な古民家の耐震改修工事に要する費用の一部を補助 【補助金額】 (全体改修)最大237.5万円(工事費の100%以内)	都市計画課 0776-50-3052
坂井市吹付けアスベスト調査事業	補助	建築物に施工されている吹付け建材のアスベスト含有の調査に要する費用の補助 【補助金額】 1棟につき上限25万円	

(次頁へ続く)

○坂井市(続き)

支援制度名称	支援種別	内 容	連 絡 先
坂井市危険ブロック塀 除却支援事業	補助	<p>通学路に面しているブロック塀で、耐震診断により倒壊の危険性があると判断されるブロック塀の又は建替え(県産材を使用する場合に限る)を行う者に費用の一部を補助</p> <p>【補助金額】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・除却:対象工事費の3分の2または除却するブロック塀の総延長×80,000円／mの3分の2のうちいずれか低い額(上限20万円) ・建替え:対象工事費の3分の2または除却するブロック塀の総延長×80,000円／mの3分の2のうちいずれか低い額(上限60万円) 	
坂井市三国湊町街なみ 環境整備事業	補助	湊町地区特定景観計画区域の中で、景観づくり協定を締結した区内において、景観形成基準に適合する建造物の新築・改修に対する外観工事費の一部を補助	都市計画課 0776-50-3052
坂井市丸岡城周辺 景観まちづくり事業	補助	城周辺地区特定景観計画区域において、景観形成基準に適合する行為に対する事業費用の一部を補助	
坂井市伝統的民家 普及促進事業	補助	伝統的民家群保存活用推進地区内において、自ら居住し補助要件を満たす伝統的民家の外装、構造体の改修費用の一部を補助	
住まい環境整備支援事業	補助	<p>在宅の高齢者を対象に、一定の要件に該当する住宅改造の費用の一部を助成。工事着工前に事前申請が必要</p> <p>【対象者】</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 要介護3以上に認定された方 2 または要介護1もしくは2と認定された方で、かつ下記のいずれかの要件を満たす方 <p>【要 件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 車いすを利用する方 イ 障害等級が1級または2級に相当する上肢不自由者 ウ 障害高齢者の日常生活自立度がA、BまたはCに該当する方 エ 認知症高齢者の日常生活自立度がⅢ、ⅣまたはMに該当する方 <p>【補助金額】助成対象経費の9割(上限あり) ※一定以上の所得を有する65歳以上の方は8割または7割</p> <p>【補助限度額】</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 生活保護受給世帯または市民税非課税世帯に属する方 80万円 2 市民税課税世帯に属する方 60万円 	高齢福祉課 0776-50-3040
介護保険住宅改修制度	給付	要介護認定において要支援1以上の方が、在宅で日常生活をおくるうえで、手すりの設置や段差の解消などの住宅改修を行う場合に支給。工事着工前に事前申請が必要	
		【支給金額】最高18万円(対象工事費20万円の原則9割※を支給) ※一定以上の所得がある場合には8割または7割	

(次頁へ続く)

○坂井市(続き)

重度身体障害者 住宅改修事業	補助 <p>在宅の重度身体障がい者が日常生活に著しい支障があるため、住宅を改造する必要があるとき、費用の一部を助成。ただし、65歳以上の方および介護保険2号被保険者の方は、住まい環境整備支援事業が優先</p> <p>【対象者】 身体障害者手帳 視覚1～2級、上肢1～2級、下肢1～2級 (下肢には体幹・脳原性を含む)</p> <p>【対象経費】 当該住宅の玄関、台所、トイレ、洗面所、浴室等において、日常生活を容易にするための障害内容に応じた改修工事費を対象経費とする。ただし、日常生活用具給付事業における住宅改修費および住まい環境整備支援事業の対象経費は、本事業の対象経費から除く。</p> <p>【助成要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 当該住宅につき1回限り イ 新築および増築は対象外 ウ 事前申請が必要 エ 入院中でも退院が確定している場合は申請可 <p>【助成金額】 助成対象経費の8割 上限額60万円(視覚障がい者は80万円)</p>	社会福祉課 0776-50-3041
日常生活用具給付等事業	補助 <p>住宅で生活する身体障がい者で下肢、体幹機能等の障がいにより移動機能障がいがある方が、段差解消や手すりの設置など比較的小規模な住環境の改善を行う場合に、費用の一部を助成。ただし、65歳以上の方および介護保険2号被保険者の方は、介護保険の住宅改修が優先</p> <p>【対象者】 身体障害者手帳 下肢3級以上 (下肢には体幹・脳原性を含む)</p> <p>【対象経費】 次の各号の改修工事等に係る経費</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 手すりの取り付け 2 段差の解消 3 滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 4 引き戸等への扉の取り換え 5 洋式便器等への便器の取替え 6 居宅生活動作補助用具の購入費 7 1～2住宅改修に付帯して必要となる住宅改修 <p>【助成要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 当該住宅につき基準額20万円まで イ 新築および増築は対象外 ウ 事前申請が必要 エ 入院中でも退院が確定している場合は申請可 <p>【助成金額】 所得に応じて決定(最高額20万円)</p>	

☆詳細は各市役所・町役場の担当課にお問合せください。

○永平寺町

支援制度名称	支援種別	内 容	連絡先
永平寺町木造住宅 耐震診断等促進事業	補助	昭和56年5月31日以前に建てられた一戸建て木造住宅の耐震診断および補強プラン作成の費用に対する補助 【個人負担】1万円	
永平寺町木造住宅 耐震改修促進事業	補助	木造住宅耐震診断事業の結果、耐震補強の必要があると判定された木造住宅の耐震改修工事に要する費用の一部を補助 【補助金額】 全体改修：最大175万円（伝統的民家の場合：最大237.5万円） 部分改修：最大175万円	
住み続ける福井支援事業補助金	補助	<p>永平寺町への定住促進および住環境の向上を図るため、空き住宅の有効活用を図りながら、子育て世帯等の住まいを支援 【対象者】町外からの移住者、子育て世帯、新婚世帯、町内進出企業の従業員等、新たに多世帯同居・近居する者 ※町内に10年以上居住することが条件。 【補助金額】※①②の場合、空き家等情報バンク登録物件に限る ①空き家購入支援 最大60万円（購入費用の1/3以内） ※永平寺地区・上志比地区に所在する空き家の場合、加算補助あり ※安心R住宅購入または多世帯同居・近居する場合は、加算補助あり ※子ども3人以上の世帯場合、加算補助あり ②空き家リフォーム支援 最大60万円（リフォーム費用の1/3以内） ※永平寺地区・上志比地区に所在する空き家の場合、加算補助あり ※子ども3人以上の世帯場合、加算補助あり ③旧耐震住宅の建替え：最大30万円（建替え費用の1/3以内） 新たに多世帯同居するためのリフォーム費用に対する支援 【補助金額】 最大60万円（リフォーム費用の1/2以内） ※福井県内に本社または本店を有する建設業者などが施工することが条件。</p>	えい住支援課 0776-61-3922
永平寺町ブロック塀等の 安全対策事業補助金	補助	<p>災害時の緊急車両の通行確保等を図るため避難路における危険ブロック塀等の除去等に補助 【補助金額】 危険ブロック塀の除却に要する費用：最大10万円（除却費用の2/3以内） 危険ブロック塀の除却+県産材を使用した木塀の建替え：最大20万円（除却・建替費用の2/3以内）</p>	
永平寺町空き家 家財処分支援事業	補助	<p>空き家の所有者等が家財道具等を処分する費用を支援 【補助金額】 空き家内の家財処分に要する費用：最大10万円（処分費用の2/3以内） ※空き家情報バンク登録物件または本事業完了後速やかにバンク登録する物件</p>	
永平寺町空き家家賃支援事業	補助	<p>空き家を販賣する者に対し、家賃の一部を支援 【補助金額】 賃貸空き家に係る賃料：最大月額3万円（月額賃料の1/2以内） 【交付期間】 最大12ヶ月 ※空き家等情報バンク登録物件に限る</p>	
永平寺町空き家対策居住環境 整備事業	補助	<p>土地の流動化を促進するため、空き家等を解体及び撤去し、土地の所有権移転をした場合に空き家等を解体及び撤去した費用の一部を補助 【補助金額】最大20万円（解体及び撤去費用の1/3以内）</p>	
永平寺町移住定住促進に向け た空き家解体及び撤去事業	補助	<p>永平寺・上志比地区において適正に管理されていない空き家等を早急に解体除却し、土地の所有権移転をした場合、空き家等を解体及び撤去した費用の一部を補助 【補助金額】最大50万円（解体及び撤去費用の1/3以内） 老朽空き家：50万円、準老朽空き家：30万円を限度とする</p>	
永平寺町空き家等解体 及び撤去事業	補助	<p>適正に管理されていない空き家等を早急に解体除却してもらうために、指導に従い除却を講ずる場合、空き家等を解体及び撤去費用の一部を補助 【補助金額】最大50万円（解体及び撤去費用の1/3以内） 老朽空き家：50万円、準老朽空き家：30万円を限度とする</p>	防災安全課 0776-61-3951

(次頁へ続く)

○永平寺町(続き)

支援制度名称	支援種別	内 容	連 絡 先
永平寺町住まいの定住応援事業		住宅の所有者が45歳未満の人。中学生以下の子どもがいる場合は45歳以上の人も対象で、転入または転居日から1年以内に申請すること	
住宅取得支援金	補助	【新築住宅の場合】10万円 【中古住宅の場合】5万円	
子育て支援金 (中学生以下)	補助	転入前に町外に引き続き1年以上居住した転入者で、新規に住宅を取得した人が対象 【助成額】 転入時に中学生以下の子ども1人につき10万円	えい住支援課 0776-61-3922
永平寺・上志比地区定住促進に向けた住宅用地取得・住宅建築助成金	補助	永平寺・上志比地区で住宅用地取得、新築住宅を取得した場合、取得費用の一部を補助 【助成額】住宅用地取得助成金 50万円(住宅用地取得価格の1/10以内) 住宅建築助成金 50万円(住宅建築価格の1/20以内)	
永平寺町結婚新生活支援事業補助金	補助	【支援要件】 ・令和7年1月1日から令和8年3月31日までの間に婚姻届が受理された夫婦が対象 ・婚姻日時点の年齢が、夫婦ともに39歳以下で、夫婦の所得合算額が500万円未満の世帯 ・対象となる住居地が永平寺町内にあり、かつ、夫婦の双方または一方の住民票の住所が当該住宅の住所となっており、申請日より3年以上継続して居住する意思があること 【支援対象】令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間で、次の項目に該当し支払ったもの ・婚姻を機に新たに住宅を取得または借用したとき(敷金、礼金、家賃など) ・住宅のリフォーム費用(結婚を機にリフォームする際に要した費用) ・婚姻に伴い引っ越ししたとき(引っ越し業者または運送業者への支払いに係る経費) 【支援金額】29歳以下 上限60万円 30歳以上39歳以下 上限30万円	
住まい環境整備支援事業	補助	住宅のバリアフリー化改修等に対する助成 【対象者】 ・要介護3以上の認定を受けている高齢者 ・要介護1～2で車いすを使用する高齢者 ・認知症や障害により一定の要件を満たす要介護1～2の高齢者 【助成額】上限80万円(対象工事費の原則9割※を助成) ※一定以上の所得がある場合には8割助成もしくは7割助成	福祉保健課 0776-61-3920
介護保険住宅改修制度	給付	要介護認定において要支援1以上の方が、在宅で日常生活をおくるうえで、手すりの設置や段差の解消などの住宅改修を行う場合に支給。工事着工前に事前申請が必要 【支給金額】上限18万円(対象工事費の原則9割※を支給) ※一定以上の所得がある場合には8割支給もしくは7割支給	
重度身体障がい者住宅改造事業	補助	重度の身体障がい者のために、その障がい者の住宅を改造する場合、その改修費の一部を助成 【対象者】1級または2級に該当する手帳の交付を受けた視覚・肢体不自由者 【補助金額】助成対象経費の8割(上限額80万円) ・下肢・体幹・脳原性移動機能障害の方は限度額は60万円 ・上肢機能障害の方は限度額は60万円 ・介護保険に基づく住宅改修費、日常生活用具給付等事業の住宅改修費を受けた方は限度額は60万円	
日常生活用具給付等事業 (住宅改修費)	補助	【対象者】下肢・体幹・脳原性移動機能障害2級以上の身体障害児者 ※特殊便器への取替えは上肢2級以上 【内容】手すりの取り付けや段差解消等、障害者の移動などを円滑にする用具の設置で小規模な住宅改修を伴うものに要する費用の一部助成 【補助額】工事に要する費用の10分の9(上限額20万円)	

☆詳細は各市役所・町役場の担当課にお問合せください。

○池田町

支援制度名称	支援種別	内 容	連絡先
池田町木造住宅 耐震診断等促進事業	補助	一戸建て木造住宅の耐震診断および補強プラン作成の費用に対する補助 【個人負担】 10,000円(一般診断法) 61,600円(伝統的耐震診断法)	町土整備課 0778-44-8005
池田町木造住宅 耐震改修促進事業	補助	耐震診断事業の結果、耐震補強の必要があると判定された木造住宅の耐震改修工事に要する費用の一部を補助 【補助金額】 最大175万円(一般住宅の場合)、もしくは237.5万円(伝統的古民家の場合)(どちらも費用の100%)	
住まい環境整備支援事業	補助	在宅で要介護3以上の方、又は要介護1以上で車いすを利用する方が、廊下・トイレ等の拡幅などに係る改修費用の一部を助成。 【補助金額】 対象経費の9割(助成限度額80万円)	
介護保険居宅介護(支援) 住宅改修費支給	補給	在宅で要介護認定をもつ方の、1手すりの取り付け 2段差の解消 3引き戸等への扉の取替え 4洋式便所等への便器の取替え 5その他前号の住宅改修付帯工事に要する費用の一部を助成。 【補助金額】対象経費の9割 (助成限度額20万円)	
重度身体障害者 住宅改造助成事業	補助	在宅で身体障害者手帳1,2級取得者で視覚障害、肢体不自由である方が、玄関、台所、便所等の段差解消や出入り口の拡張改造に要する費用の一部を助成 【補助金額】対象経費の8割(助成限度額80万円) * 対象者のうち、下肢機能障害、体幹機能障害、脳原性移動機能障害者である場合は助成限度額は60万円。 * 対象者のうち、介護保険制度の認定を受けた方が行う場合は助成限度額は60万円。	保健福祉課 0778-44-8000
日常生活用具給付等事業	補助	【対象者】 在宅で下肢・体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害を有する身体障害者で、障害等級3级以上の方。ただし、特殊便器への取り替えについては上肢機能障害2级以上の方。 【対応範囲】 障害者の移動などを円滑にする用具の設置で小規模な住宅改修を伴うもの。(手すりの設置、段差解消、引き戸への交換、通路の床材変更) 【補助金額】限度額20万円 【自己負担額】 住民税課税 … 1割 住民税非課税 … 自己負担なし	

☆詳細は各市役所・町役場の担当課にお問合せください。

○南越前町

支援制度名称	支援種別	内 容	連絡先
南越前町木造住宅耐震診断等促進事業	補助	<p>「一般診断法」 昭和56年6月より前に着工された木造一戸建て住宅の耐震診断および補強プラン作成の費用に対する補助 【個人負担】1万円</p> <p>「伝統耐震診断法」 伝統的構法により建てられた一戸建て住宅の古民家鑑定、床下インスペクション、伝統耐震診断、補強プラン作成の費用に対する補助 【個人負担】61,600円</p>	
南越前町木造住宅耐震改修促進事業	補助	<p>耐震診断事業の結果、耐震補強の必要があると判定された木造住宅の耐震改修工事に要する費用の一部を補助 【補助金額】 (全体改修) 最大175万円(工事費の10/10以内) (部分改修) 最大175万円(工事費の10/10以内)</p>	
伝統的な古民家の耐震改修促進事業	補助	<p>耐震診断事業の結果、耐震補強の必要があると判定された伝統的な古民家の耐震改修工事に要する費用の一部を補助 【補助金額】 最大237万5千円(工事費の10/10以内)</p>	
南越前町吹付けアスベスト調査事業	補助	町内に所在する民間建物の吹付けアスベスト調査に要する費用に対する補助 (1棟あたり上限25万円)	
浄化槽設置整備事業補助金	補助	特定環境保全公共下水道区域及び農業集落排水区域以外の区域で浄化槽を設置する費用の一部を補助	
南越前町若い世代の定住に向けた住宅取得促進事業補助金	補助	<p>町分譲地を購入し、住宅を新築した者で補助金申請時に満40歳未満の者に対し、新築住宅に要した費用の一部を補助 【40歳未満の申請者】 町分譲地売買価格の1/5 【30歳未満の申請者】 町分譲地売買価格の2/5</p>	
南越前町多世帯近居住宅支援事業	補助	<p>子育てや介護の面で助け合いながら暮らすことのできる多世帯近居の推進を図ることを目的として、一戸建て住宅の取得に要する費用の一部を補助 (新築住宅:最大50万円(対象経費の10/10)),同一小学校区域又は概ね徒歩5分圏内直線距離で3キロメートル以内において、新たに直系親族と近居する目的で一戸建て住宅を建設・購入する者が対象 ※県内の建設業者による施工</p>	建設整備課 0778-47-8003
南越前町多世帯同居リフォーム支援事業	補助	<p>多世帯同居の推進を図ることを目的として、住宅の所有者に対し既存住宅の多世帯同居につながる改修工事等に要する費用の一部を補助(新たに同居世帯数が1以上増加する方) 間取り変更、パリアフリー、手摺の設置、段差解消等の増改築、改装等 最大90万円(対象経費の1/2以内) ※町内に本店・営業所を有する業者による施工</p>	
南越前町空き家住まい支援事業(購入)	補助	<p>町内に移住して2年以内の方 18歳未満の子どもと同居する世帯 結婚5年以内の新婚世帯 多世帯近居をする者(空き家情報バンクに登録されていない住宅でも可) (空き家情報バンク登録物件) 補助限度額60万円(対象経費の1/3) (空き家情報バンク未登録物件) 補助限度額40万円(対象経費の1/3) ※安心R住宅購入の場合は60万円を限度に加算。 18歳未満の子どもと同居する世帯の場合は30万円を限度に加算。</p>	
南越前町空き家住まい支援事業(リフォーム)	補助	<p>子育て世帯及び移住者に対して、空き家情報バンクに登録されている空き家のリフォームに要する費用の一部を補助 町内に移住して2年以内の方 18歳未満の子どもと同居する世帯 結婚5年以内の新婚世帯 多世帯近居をする者(空き家情報バンクに登録されていない住宅でも可) 空き家を販賣する空き家所有者 【補助金額】 (空き家情報バンク登録物件) 補助限度額60万円(対象経費の1/3) (空き家情報バンク未登録物件) 補助限度額40万円(対象経費の1/3) ※ 18歳未満の子どもと同居する世帯の場合は30万円を限度に加算。 (加算は購入時、リフォーム時のどちらか一度のみ)</p>	
南越前町定住に向けた住宅新築促進事業	補助	町内に新築住宅を建設し、居住する方(転入者含む)に対して、その費用の一部を補助 最大50万円(取得費の1/10以内)	
南越前町住宅政策ふるさと企業活性化奨励事業	補助	南越前町内に町内建設業者により新築住宅を建設し、居住する方 南越前町の住宅関係補助制度に採択(新築住宅)されていること	

(次頁へ続く)

○南越前町(続き)

支援制度名称	支援種別	内 容	連 絡 先
南越前町空き家家財処分支援事業	補助	南越前町空き家情報バンクに掲載されている空き家が対象 空き家の所有者又は空き家を賃貸借する方(所有者と利用者が2親等以内でないことを対象とし、家財の運搬・処分に要する経費を補助 補助限度額5万円(対象経費の1/2)	建設整備課 0778-47-8003
南越前町空き家適正管理促進事業	補助	町内に存する空き家の適正な管理を行うために要する経費を補助 空き家の外観調査、内部換気等 補助限度額3万6千円(対象経費の1/3)	
南越前町空き家等解体及び撤去事業補助金	補助	老朽危険空家や災害で被災した空家等の解体及び撤去費用の一部を補助 【補助金額】 解体及び撤去費用の1/3(要件を満たす場合は2/3)とし、上限額は以下のとおり (特定空家の解体撤去) 最大100万円(要件を満たす場合) (準特定空家の解体撤去) 最大60万円(要件を満たす場合) (災害で被災した空家等の解体撤去) 最大60万円(要件を満たす場合)	
ブロック塀等の安全対策事業	補助	通学路に面するブロック塀等の倒壊等による事故を未然に防止し、児童生徒の安全を確保するため当該ブロック塀等の除去に要する経費の一部を補助 ブロック塀等の工事に要する経費又はブロック塀等の延長に8万円を乗じた額のいずれか少ないほうの額の2/3の額(1,000円未満の額は切捨て)とする 補助限度額は20万円 県産材を利用した再設置を行う場合の補助限度額は、60万円	教育委員会 0778-47-8005
南越前町福井の伝統的民家普及促進事業	補助	自ら居住し、補助要件を満たす伝統的民家(伝統的民家群保存活用推進地区内に限る)の新築または外装・構造体の改修工事等の費用の一部を補助 【対象地区】「北国街道今庄宿」地区 【補助金額】 〔新築〕外観工事または建売住宅購入に要する費用の1/2 (上限額160万円) 〔改修〕外観または構造体の改修工事に要する費用の1/2 (上限額300万円) 〔空き家〕内部および外観または構造体の改修工事に要する費用の4/5 (上限額600万円)	
重度身体障害者住宅改造助成	補助	在宅の視覚・肢体不自由で身体障害者手帳1級2級の人が、日常生活での利便性向上を図るために住宅を改造する場合、その改造費の一部を助成 【補助金額】助成対象経費の8割(上限額60万円※視覚障がい者は80万円)	保健福祉課 0778-47-8007
住まい環境整備支援事業	補助	・要介護3以上の在宅高齢者 ・要介護1又は2の在宅高齢者で車いすを利用する者、1級2級の上肢不自由者、日常生活自立度がA,B,Cに該当する者、日常生活自立度がⅢ,Ⅳ,Mに該当する者が車いす対応のバリアフリー化等の住宅改修に要する費用を助成する。※ただし、介護保険事業による改修対象箇所は除く 【補助金額】対象経費の7割から9割(助成限度額80万円) 【受益者負担割合】対象経費の1割から3割 ※補助割合は所得によって変わります	

☆詳細は各市役所・町役場の担当課にお問合せください。

○越前町

支援制度名称	支援種別	内 容	連 絡 先
越前町木造住宅 耐震診断等促進事業	補助	<p>「一般診断法」 一般耐震診断および補強プラン作成の費用に対する補助 【対象となる住宅】 昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅 【個人負担】 1万円</p> <p>「伝統耐震診断法」 古民家鑑定、床下インスペクション、伝統耐震診断および補強プラン作成の費用に対する補助 【対象となる住宅】 伝統的構法により建てられ、かつ、建設後50年を経過した木造住宅 【個人負担】 61,600円</p>	定住促進課 0778-34-8727
越前町木造住宅 耐震改修促進事業	補助	<p>耐震診断事業の結果、耐震補強の必要があると判定された木造住宅の耐震改修工事に要する費用の一部を補助 【対象となる住宅】 耐震診断・補強プラン作成済みの木造住宅 【補助金額】 最大175万円</p>	
越前町伝統的な古民家の 耐震改修促進事業	補助	<p>耐震診断事業の結果、耐震補強の必要があると判定された伝統的な古民家の耐震改修工事に要する費用の一部を補助 【対象となる住宅】 ・耐震診断・補強プラン作成済みの木造住宅 ・建築後50年を経過した住宅、又は終戦前(1945年以前)の地域の伝統的民家意匠を基調とした住宅 【補助金額】 最大237万5千円</p>	
福井の伝統的民家 活用推進事業	補助	<p>自ら居住する福井の伝統的民家の外装または構造体の改修に要する費用の一部を補助 【対象となる住宅】 ・ふくいの伝統的民家と認定されている住宅 ・耐震診断・補強プラン作成済みの木造住宅 ・伝統的民家群保存活用推進地区内 【補助金額】 最大300万円(対象経費の1/2以内)</p>	都市整備課 0778-34-8703
越前町持ち家住宅 新築促進事業	補助	<p>町内に住宅を新築または購入する若者に対して、費用の一部を助成 【対象者】 申請日時点で満39歳以下で、対象住宅の所有権を1/2以上有する5年以上定住する意思がある者 【対象住宅】 令和4年4月1日以降に契約されたもので、対象者が自ら居住する居住部分面積が延べ床面積の1/2以上かつ50m²以上の一戸建て住宅 ※ただし、申請日時点で建築工事完了の日から起算して1年以上経過していない(新築住宅) 【助成金額】 30万円</p>	
越前町地域経済 活性化促進事業	補助	<p>「結婚新生活支援事業補助金」又は「持ち家住宅新築促進事業助成金」の交付決定を受けた者が、町内建築業者により新築された住宅を取得する場合、費用の一部を助成 【助成金額】 50万円</p>	定住促進課 0778-34-8727
越前町地域産材 活用促進事業	補助	<p>「結婚新生活支援事業補助金」又は「持ち家住宅新築促進事業助成金」の交付決定を受けた者が、町内建築業者により新築された住宅を取得する場合、費用の一部を助成 【助成金額】 木材 1m³あたり2万円(最大20万円) 越前瓦 20万円</p>	
越前町若者定住 子育て・引越し支援事業	補助	<p>「結婚新生活支援事業補助金」又は「持ち家住宅新築促進事業助成金」の交付決定を受けた者の子育て費用を支援(最大30万円) 【助成金額】 未就学児1人につき10万円 18歳未満(未就学児を除く)1人につき5万円</p>	
越前町若者定住 子育て・引越し支援事業	補助	<p>「結婚新生活支援事業補助金」又は「持ち家住宅新築促進事業助成金」の交付決定を受けた者の引越し費用の一部を助成 【助成金額】 引越し業者又は運送業者に支払った費用の2分の1(最大10万円)</p>	

(次頁へ続く)

○越前町(続き)

支援制度名称	支援種別	内 容	連絡先
越前町多世帯同居住まい推進事業	補助	<p>住宅の所有者に対し既存住宅の多世帯同居につながる改修工事等に要する費用の一部を補助</p> <p>【対象工事】 ・間取りの変更、バリアフリー改修、設備の改修 ・県内に本社又は本店がある事業者が施工する工事</p> <p>【補助金額】 最大60万円(対象経費の1/2以内)</p>	
越前町旧耐震住宅建替事業	補助	<p>旧耐震基準で建設された木造住宅を除却し、自らが居住するために新たに住宅を取得するための費用の一部を補助</p> <p>【対象者】 昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅の除却し、かつ、越前町内に新築住宅を建築または購入する人 ※補助対象となるためには、除却工事、新築工事の着手する前(建売住宅購入の前に)、必ず事前協議が必要です。</p> <p>【補助金額】 50万円 その他加算要件あり</p>	
越前町空き家住まい支援事業	補助	<p>移住者等が空き家情報バンクに登録された物件を購入又は改修する場合に、その費用の一部を補助</p> <p>【対象者】 移住者、子育て世帯、新婚世帯、進出企業の従業員等、空き家所有者</p> <p>【要件】 ・定住希望者や移住者が空き家情報バンクに登録されている空き家を購入する場合、又は改修を行う場合などに費用の一部を補助 ・定住希望者や移住者が賃借するため、空き家の所有者又は事業者が空き家情報バンクに登録されている空き家を改修する場合などに費用の一部を補助</p> <p>【補助金額】 ・購入補助 空き家購入費の1/3(最大30万円) ・改修補助 対象経費の1/3(最大30万円)</p>	定住促進課 0778-34-8727
越前町空き家等除却支援事業	補助	<p>老朽化した空き家等の除却工事及び家財道具の処分に要する費用の一部を補助</p> <p>【補助金額】 対象経費の1/2 ・老朽空き家を除却する場合 　除却工事に対する補助 最大120万円(※加算要件を満たす場合) 　家財処分に対する補助 最大20万円(※加算要件を満たす場合) ・準老朽空き家を除却する場合 　除却工事に対する補助 最大70万円(※加算要件を満たす場合)</p>	
合併処理浄化槽設置事業	補助	公共下水道および農業集落排水事業等の認可区域外に設置する合併処理浄化槽を対象として、その設置費用に対し一部を補助	住民環境課 0778-34-8708
住宅の太陽光・蓄電池設備導入促進事業	補助	<p>町内の住宅に自家消費型太陽光発電設備及び蓄電池設備を導入する費用の一部を補助</p> <p>【要件】 ①太陽光発電設備と蓄電池設備をセットで導入する場合 ②太陽光発電設備を単独で導入する場合</p> <p>【対象者】 町内の住宅に居住する者又は設備設置後に居住を開始する者</p> <p>【補助金額】 ①最大60万5千円 ②最大25万円</p>	住民環境課 0778-34-8708
越前町住まい環境整備支援事業	補助	<p>在宅の高齢者を対象に、一定要件に該当する住宅改造の費用の一部を助成。工事着工前に事前申請が必要。</p> <p>【対象者】 ・要介護3以上と判定された方 ・要介護1または要介護2と判定された方で、かつ下記のいづれかの要件を満たす方</p> <p>【要件】 ・車いすを利用する方 ・障害等級が1級または2級に相当する上肢不自由者 ・障害高齢者の日常生活自立度がA、BまたはCに該当する方 ・認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ、ⅣまたはMに該当する方</p> <p>【助成額】 改造費の9/10(一定以上所得者の方は8/10または7/10)を助成(最大80万円)</p>	介護福祉課 0778-34-8715

(次頁へ続く)

○越前町(続き)

支援制度名称	支援種別	内 容	連絡先
越前町重度身体障害者住宅改造助成事業	補助	<p>【内容】 在宅の重度身体障がい者が日常生活に著しい支障があるため、自宅を改造する必要があるとき、費用の一部を助成</p> <p>【対象工事】 壁を壊して間口を広げる等、家の中の区切りを変更するような工事(住宅の玄関、台所、トイレ、洗面所、浴室等)</p> <p>【対象者】 在宅の身体障害者手帳の視覚障害または上肢・下肢・体幹機能障害2級以上の人</p> <p>【助成額】 改造費の8/10(最大80万円) ※他の制度により助成を受けることができる場合は、助成を受けられることがあります。</p> <p>【その他】 助成を受けたい場合は、着工前に相談・申請が必要です。着工後に相談や申請をされても助成することができません。</p>	障がい生活課 0778-34-8723
越前町日常生活用具給付等事業	補助	<p>【内容】 在宅の身体障がい者が、自宅の段差解消や手すりの設置など比較的小規模な住環境の改善を行う場合に、費用の一部を助成</p> <p>【対象工事】 段差解消、手すりの設置、床材の変更、扉の取り替え等の簡単な修繕工事(居室、廊下、トイレ、浴室、玄関から道路までの通路等)</p> <p>【対象者】 在宅の身体障害者手帳の下肢または体幹機能障害3級以上(脳原性を含む)の人、難病等の人</p> <p>【助成額】 対象経費の9割(基準額20万円、上限額18万円)</p> <p>【その他】 助成を受けたい場合は、着工前に相談・申請が必要です。着工後に相談や申請をされても助成することができません。</p>	障がい生活課 0778-34-8723
越前町結婚新生活支援事業	補助	<p>【内容】 新婚世帯の住宅取得等に係る費用の一部を補助</p> <p>【対象費用】 ・住宅取得費(住居の購入費、建築費) ・リフォーム費(修繕費、工事費) ・住宅賃借費(賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料) ・引越し費(業者へ支払った経費)</p> <p>【対象者】 ・夫婦共に39歳以下で夫婦の合計所得額が500万円未満</p> <p>【助成額】 ・婚姻日における年齢が、夫婦共に29歳以下の場合…上限60万円 ・上記以外の場合…上限30万円</p>	子ども未来課 0778-34-8725
越前町早婚夫婦支援事業	補助	<p>【内容】 新生活のスタートアップに係る費用の一部を補助</p> <p>【対象費用】 住宅賃借費用等</p> <p>【対象者】 ・夫婦共に39歳以下であること ・夫婦の合計所得額が500万円未満であること</p> <p>【助成額】 ・夫婦の双方または一方が29歳以下…30万円 ・夫婦の双方または一方が25歳以下…40万円</p>	

☆詳細は各市役所・町役場の担当課にお問合せください。

○美浜町

支援制度名称	支援種別	内 容	連絡先
美浜町住まい環境整備費助成事業	補助	<p>【対象者】 1 要介護3～5と判定された方 2 要介護1または2と判定され、次のいずれの要件を満たす方 ア 車いすを利用する方 イ 障害等級が1級または2級に相当する上肢不自由者 ウ 障害高齢者の日常生活自立度がA、BまたはCに該当する方 エ 認知症高齢者の日常生活自立度がⅢ、ⅣまたはMに該当する方</p> <p>【内容】 (介護保険で行う住宅改修の対象は除く) ・住宅内、玄関から一般道までの通路の拡幅等 ・身体状況に適した洗面台、流し台、ガス台の取替え ・階段昇降機の設置 ・段差解消機の設置 ・テーブル生活等のための床材の変更 など</p> <p>【補助額】 上限80万円(自己負担分1割(一定以上所得者の方は2割又は3割)を除く)</p>	健康福祉課 0770-32-6704
美浜町重度身体障害者(児)住宅改造費助成事業	補助	<p>【対象者】 視覚障害・肢体不自由2級以上の身体障害児者</p> <p>【内容】 手すりの取り付けや段差解消等に要する費用の一部助成</p> <p>【補助額】 対象工事に要する費用の10分の8(上限額80万円) ただし下肢、体幹、脳原性移動機能障害は上限60万円</p>	
多世帯同居・近居住宅取得支援事業	補助	<p>【補助対象要件】 ・新たに直系親族と多世帯同居又は近居をするために住宅を建設する者又は当該年度の4月1日以降に住宅を購入する者 ・住宅の建設又は購入に要する経費が500万円以上の者が対象とする</p> <p>【補助額】 ・住宅の建設又は購入に要する経費の100分の5、上限100万円</p>	
多世帯同居・近居住宅リフォーム支援事業	補助	<p>【補助対象要件】 ・新たに直系親族と多世帯同居又は近居をするために住宅を改修する者(既に多世帯同居又は近居している場合は6か月以内の者に限る) ・住宅のリフォームに要する経費が30万円以上の者が対象とする</p> <p>【補助対象工事】 ・間取りの変更に関する工事 ・増築に関する工事 ・バリアフリー改修工事 ・設備の改修工事</p> <p>【補助額】 ・住宅のリフォームに要する経費の2分の1、上限100万円</p>	まちづくり推進課 移住定住・集落元気 推進室 0770-32-6701
ウェルカム美浜空家住まいの支援事業	補助	<p>【補助対象要件】 ・空家情報バンクに登録されている住宅を購入又はリフォームする者 ・当該住宅に10年以上居住する見込みのある者</p> <p>【補助対象外工事】 ・建物の解体や除却のみを行う工事 ・カーテン、家具、調度品等の購入及び設置工事 ・家庭用電化製品の購入及び設置工事 ・太陽光発電設備等の設置工事 ・電話、インターネット、CATV等の配線工事 ・点検、清掃、消耗品交換等の維持管理工事 ・軽微な修繕のみを行う工事 ・付属建築物や外構に関する工事 ・補助対象者が直接行う工事 ・他の補助事業により整備する工事</p> <p>【補助金の額】 空家の購入及びリフォームに要する経費の2分の1、上限100万円</p>	
美浜町木造住宅耐震診断等促進事業	補助	<p>一戸建て木造住宅の耐震診断および補強プラン作成の費用に対する補助 【個人負担】 1万円</p>	
美浜町木造住宅耐震改修促進事業	補助	<p>耐震診断事業の結果、耐震補強の必要があると判定された木造住宅の耐震改修工事に要する費用の一部を補助</p> <p>【補助額】 (全体改修) 最大175万円(工事費の100%以内) (部分改修) 最大175万円(工事費の100%以内)</p>	土木建築課 0770-32-6707
老朽危険空家等解体撤去事業	補助	<p>老朽危険空家等の解体撤去に要する費用の1／3とし、上限額は以下のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定空家の解体撤去 50万円 ・準特定空家の解体撤去 30万円 	

☆詳細は各市役所・町役場の担当課にお問合せください。

○高浜町

支援制度名称	支援種別	内 容	連絡先
高浜町木造住宅 耐震診断等促進事業	補助	<p>【一般診断法】 一般耐震診断および補強プラン作成の費用に対する補助 (対象となる住宅) ・昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅 (個人負担) 1万円</p>	
高浜町木造住宅 耐震改修促進事業	補助	<p>耐震診断事業の結果、耐震補強の必要があると判定された木造住宅の耐震改修工事に要する費用の一部を補助 【補助金額】 (部分改修) 最大200万円(工事費の100%以内) (シェルター設置)最大200万円(工事費の50%以内)</p>	
高浜の伝統的民家 普及促進事業	補助	<p>高浜の伝統的民家の新築または外装・構造体の改修に要する費用に対して補助 【補助金額】 [新築等] 上限額160万円(推進地区内) (外観仕上げ工事に要する費用の1/2以内) [改修等] 上限額300万円(推進地区内) 上限額200万円(推進地区外対象) (外観または構造体の改修工事に要する費用の1/2以内)</p>	
高浜町多世帯同居 リフォーム支援事業	補助	<p>新たに多世帯同居による住宅の改修に要する費用に対して補助 【補助金額】 上限額40万円(改修費用の50%)</p>	
高浜町空き家リフォーム 支援事業	補助	<p>空き住宅の有効利用を図るため、居住する際の空き家改修費用や荷物撤去費用に対して補助 【補助金額】 上限100万円(改修費用の50%)</p>	
住宅・店舗リフォーム 支援事業	補助	<p>居住環境の向上と地域経済の活性化を図るため、住宅及び店舗の修繕、改修、模様替に対して補助 【補助金額】 (住宅)上限30万円(改修費用の20%) (店舗)上限40万円(改修費用の20%)</p>	
子育て・新婚世帯 住宅取得等支援事業	補助	<p>高浜町内に在住又は町内に移住する子育て・新婚世帯に、住宅取得・改修にかかる費用を補助 【補助金額】 ・新築住宅の購入に関する費用…町内業者(上限100万円) 町外業者(上限70万円) ・建売住宅の購入に関する費用(上限100万円) ・中古住宅(空き家含む)の購入に関する費用(上限100万円) ・中古住宅改修に関する費用…町内業者(上限100万円) 町外業者(上限70万円)</p>	
高浜町老朽危険空家等除却 支援事業	補助	<p>老朽危険空き家等の解体撤去に要する費用に対して補助 【補助金額】 (老朽危険空き家)150万円(工事費用の3/4) (準老朽危険空き家)100万円(工事費用の1/2)</p>	
居宅介護住宅改修費給付 (介護保険)	補助	<p>【対象者】要支援・要介護認定者 【内容】手すりの取り付けや段差解消等に要する費用の一部助成 【補助額】10分の7~9(支給限度基準額20万円)</p>	
高浜町住まい 環境整備費支援事業	補助	<p>【対象者】 ・要介護認定者(3~5) ・要介護認定者1・2で次のいずれかに該当(①車いす利用者 ②1・2級の身体障害者手帳保持者 ③障害により日常生活が困難な者 ④認知症により日常生活が困難な者) 【内容】 廊下・トイレ・浴室・玄関等の拡幅や階段昇降機の設置等に要する費用の一部助成 【補助額】 工事に要する費用の10分の7~9(上限額80万円)</p>	保健福祉課 0770-72-5887
高浜町重度身体障害者 (児)住宅改造費助成事業	補助	<p>【対象者】・視覚障害・肢体不自由2級以上の身体障害児者 【内容】手すりの取り付けや段差解消等に要する費用の一部助成 【補助額】工事に要する費用の10分の8(上限額80万円)</p>	保健福祉課 0770-72-5887
日常生活用具 住宅改修費給付	補助	<p>【対象者】下肢・体幹・脳原性移動機能障害3級以上の身体障害児者 ※特殊便器への取替えは上肢2級以上 【内容】手すりの取り付けや段差解消等に要する費用の一部助成 【補助額】工事に要する費用の10分の9(上限額20万円)</p>	こども未来課 (こども分) 0770-72-6154

☆詳細は各市役所・町役場の担当課にお問合せください。

○おおい町

支援制度名称	支援種別	内 容	連絡先
おおい町木造住宅 耐震診断等促進事業	補助	昭和56年5月31日以前に着工された一戸建て木造住宅の耐震診断および 補強プラン作成の費用に対する補助 ・在来軸組工法【個人負担】 10,000円 ・伝統的構法又は枠組壁工法【個人負担】 33,000円	
おおい町木造住宅 耐震改修促進事業	補助	耐震診断事業の結果、耐震補強の必要があると判定された木造住宅の耐震 改修工事に要する費用の一部を補助 【補助金額】 (全体改修) 最大175万円(工事費の100%以内) (部分改修) 最大175万円(工事費の100%以内)	
おおい町木造住宅 耐震改修促進事業 (伝統的な古民家の耐震改 修)	補助	耐震診断事業の結果、耐震補強の必要があると判定された伝統的な古民家の 耐震改修工事に要する費用の一部を補助 【補助金額】 最大237.5万円(工事費の100%以内)	
おおいの県産材住まい支援事 業 (新築)	補助	県が実施する県産木材を活用した新築工事の助成対象者で、工事を町内 事業所の施工により行う者に補助 【補助金額】 県産材の使用量により20万円～50万円	
おおいの県産材住まい支援事 業 (リフォーム)	補助	県が実施する県産木材を活用したリフォーム工事の助成対象者で、工事を 町内事業所の施工により行う者に補助 【補助金額】 上限15万円	
おおいの移住者・新婚・子育 て世帯への住まい支援事業	補助	おおい町に定住される移住者の方、空き家を利活用される新婚・子育て世帯 に住宅取得の費用の一部を補助 空き家の所有者に、空き家の利活用費用の一部を補助 【補助対象および金額】 ・移住者 1 新築住宅を取得:上限100万円 2 空き家を取得:上限100万円 3 取得した空き家をリフォーム:上限100万円 ・新婚・子育て世帯 1 空き家を取得:上限100万円 2 取得した空き家をリフォーム:上限100万円 ・空き家の所有者 1 貸貸するためにリフォーム:上限100万円	建設課 0770-77-4057
おおい町多世帯同居住宅 取得支援事業	補助	新たに直系親族と同居する方(ただし、直系卑属の単独世帯は除く)で新 たに一戸建て住宅を建設又は購入する方に対する補助 【補助対象および金額】 [新築・購入] 1 町内事業者 費用の1/2(上限:100万円) 2 町外事業者 費用の1/2(上限:50万円) [解体・除去] 1 町内事業者 費用の1/2(上限:50万円) 2 町外事業者 費用の1/2(上限:25万円)	
おおい町多世帯近居住宅 取得支援事業	補助	新たに直系親族の世帯が、同一小学校区内で新たに一戸建て住宅を建設 又は購入する方に対する補助 【補助対象および金額】 [新築・購入] 1 町内事業者 費用の1/2(上限:100万円) 2 町外事業者 費用の1/2(上限:50万円)	

(次頁へ続く)

○おおい町(続き)

支援制度名称	支援種別	内 容	連絡先
おおい町多世帯同居 リフォーム支援事業	補助	町内にある自らが居住し所有する一戸建て住宅を改修し、新たに多世帯同居をする方又は多世帯同居の世帯数が1以上増加する者に対する補助 【補助対象および金額】 (1)町内業者で施工 改修 費用の1/2(上限:50万円) 解体・除去 費用の1/2(上限:50万円) (2)町外業者で施工 改修 費用の1/2(上限:25万円) 解体・除去 費用の1/2(上限:25万円)	建設課 0770-77-4057
おおい町分譲地購入者住まい 支援事業	補助	おおい町土地開発公社の分譲地を購入し、住宅を新築する費用の一部を補助 1町内事業者 (上限:100万円) 2町外事業者 (上限:50万円)	
おおい町民間住宅地分譲地 購入者住まい支援事業	補助	宅地建物取引業者が分譲する住宅地用分譲地を購入し、住宅を新築する費用の一部を補助 1 町内事業者 (上限:50万円) 2 町外事業者 (上限:25万円)	
おおい町ブロック塀等の安全 対策事業	補助	倒壊の危険性があるブロック塀の除却費用や建替費用の一部を補助 除去 ブロック塀の延長×8万円/m×2/3 又は 工事費の2/3 どちらか少ない方 補助限度額20万円 建替 ブロック塀の建替 ブロック塀の延長×8万円/m×2/3 又は 工事費の2/3 どちらか少ない方 補助限度額20万円 県産材の塀への建替 ブロック塀の延長×8万円/m×2/3 又は 工事費の2/3 どちらか少ない方 補助限度額60万円	
おおい町空家等除却支援事 業	補助	老朽空家等の除却に要する費用の1/2とし、上限額は以下のとおり ・老朽空家の除却 50万円 ・準老朽空家の除却 30万円	
おおい町伝統的民家 普及促進事業	補助	自ら居住する福井の伝統的民家の新築または外装・構造体の改修に対する補助 【補助金額】 ・新築及び新築建売住宅 上限額160万円 (外観仕上げ工事に要する費用の1/2以内) ・改修 上限額300万円 (外観または構造体、土蔵の外観、門及び塀の改修工事に要する費用の1/2以内)	郷土史料館 0770-77-2820
住まい環境整備支援事業	補助	【対象者】 ・要介護3以上の高齢者等 ・要介護1または2で要件を満たす者 【利用者負担】対象経費の1割または2割または3割 【内容】 介護保険の住宅改修の対象とならない改修等に対し一部を補助します。 (上限)80万円	
居宅介護(予防)住宅 改修事業	補助	【対象者】 ・要支援1・2、要介護1～5の要介護認定を受けた者 【内容】 要介護認定を受けた方が、自立した生活を目指すために手すりの取り付けや段差の解消、洋式便器などへの便器の取り替えなど対象となる改修を行った場合、費用の9割(一定以上の所得の方は8割)が支給されます。改修対象の確認や、本人の状態にあった改修ができるよう、着工前までに事前申請が必要です。 【支給限度基準額】 20万円	いきいき福祉課 0770-77-2760
おおい町重度身体障害者 住宅改造費助成事業	補助	【対象者】 ・おおい町に住所を有する在宅の視覚障害者又は肢体不自由者 で1級及び2級の身体障害者手帳を有するもの 【利用者負担】対象経費の2割 【内容】 住宅の玄関、台所、便所、洗面所及び浴室等、対象者の在宅生活、又は介護者の介助を容易にするために必要な範囲の内容に限り一部を補助します。 (上限)障害の程度により、60万円又は80万円	

☆詳細は各市役所・町役場の担当課にお問い合わせください。

○若狭町

支援制度名称	支援種別	内 容	連絡先
若狭町木造住宅 耐震診断等促進事業	補助	一戸建て木造住宅の耐震診断および補強プラン作成の費用に対する補助 【個人負担】1万円	
若狭町木造住宅 耐震改修促進事業	補助	耐震診断事業の結果、耐震補強の必要があると判定された木造住宅の耐震改修工事に要する費用の一部を補助 【補助金額】 (全体改修) 最大175万円 (部分改修) 最大175万円 (耐震シエルター設置) 最大175万円(設置費の50%)	建設課 0770-45-9104
若狭町空き家 活用支援事業	補助	町内の空き家を購入または貸借する者が定住する際に必要な改修に要する経費に対する補助 【補助金額】 上限60万円(改修費の50%) ※改修費用が20万円以上の工事が対象	
若狭町老朽危険空き家 除却支援事業	補助	老朽危険空き家等の除却工事に要する費用の1／3とし、上限額は以下のとおり ・老朽危険空き家の除却工事 50万円 ・準老朽空き家の除却工事 30万円	総合政策課 0770-45-9112
若狭町要介護老人等 住宅改造費助成事業	補助	【目的】 介護を必要とされる方が、在宅での生活を続けていくために住宅を改造する場合、費用の一部を助成 【対象者】 1 要介護3～5と判定された方 2 要介護1または2と判定され、次のいずれの要件を満たす方 ア 車いすを利用する方 イ 障害等級が1級または2級に相当する上肢不自由者 ウ 障害高齢者の日常生活自立度がA、BまたはCに該当する方 エ 認知症高齢者の日常生活自立度がⅢ、ⅣまたはMに該当する方 【補助金額】対象経費の9/10(上限80万円) ※一定以上の所得を有する65才以上の方は8/10から7/10	
住宅改修(介護保険)	給付	要支援1・2、要介護1～5と認定された方の、自宅での生活上の障壁を軽減するために、手すりの取付けや段差解消など対象となる住宅改修を行った場合、費用の一部(※)を支給 改修対象の確認や、本人の状態にあった改修ができるよう、着工前までに事前申請が必要です 【支給限度基準額】 20万円 ※20万円を上限に住宅改修の実際の費用の9割から7割相当	福祉課 0770-62-2703
重度身体障害者(児) 住宅改造費助成事業	補助	【対象者】・視覚障害者・肢体不自由者2级以上の身体障害児者 【内容】手すりの取り付けや段差解消等に要する費用の一部助成 【補助額】対象工事に要する費用の8割(支給限度額80万円) ※所得制限あり。また、一部対象者は限度額60万円	
住宅改修 (地域生活支援事業)	給付	【対象者】下肢・体幹・脳原性移動機能障害3级以上の身体障害児者 ※特殊便器への取替えは上肢2级以上 【内容】手すりの取り付けや段差解消等に要する費用の一部助成 【給付額】工事に要する費用の9割(支給限度額20万円)	

☆詳細は各市役所・町役場の担当課にお問合せください。